

北海道社会福祉研究

第45号

〈論文〉

療育・発達支援の「展開／転回」をめぐる言説とその問題性について

志田 圭将・・・1

エイブリズム論とネオリベリズム批判 -イギリスの経験から

志田 圭将・・・14

ケガレ論をもとにしたひきこもり現象の解釈

牧田 俊樹・・・26

社会的養護下の子どもへのリービングケアとアフターケアの課題と展望
：アフターケア事業所へのインタビュー調査からの示唆

片山 寛信・田村 志帆・・・39

編集規程・投稿規程・執筆要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

2025年3月

日本社会福祉学会北海道地域ブロック

北海道社会福祉学会

【論文】

療育・発達支援の「展開／転回」をめぐる言説と その問題性について

Reevaluating the “evolution”: a critical analysis of discourses on developmental support for children with disabilities

志田 圭将（北星学園大学大学院 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程）

要旨

本研究の目的は、療育・発達支援の「展開／転回」に関する言説の内実とその問題性を明らかにすることである。とくに障害児通所支援をめぐる動向を対象に、全国児童発達支援協議会の言説に着目し、その問題性について発達論における個体能力論批判を参照して検討している。「医学モデルから生活モデルへ」の「展開／転回」を主張する言説の分析を通じ、子どもの障害問題をめぐるフォーカスを障害から生活へと移行させることで障害問題の個人的把握から関係的・社会的把握への言説の「展開／転回」が促された一方、そこで個体能力論に基づく発達概念が参照されたことにより新たな支援枠組みにおいても障害問題の個人的把握の傾向が実質的に維持・強化されたことを示した。支援者である専門家には自らの介入が個人モデルを免れないことへの反省的認識が求められる一方、同時に「当事者」とは異なるその立場でこそ担いうる現代的役割がありうることを指摘した。

キーワード：障害児通所支援，生活モデルの発達支援，個人モデル，個体能力論

1. はじめに

本稿の目的は、障害児支援における療育・発達支援の「展開／転回」に関する言説の内実とその問題性を明らかにすることである¹⁾。とくに障害児通所支援をめぐる動向を対象に、全国児童発達支援協議会の言説に着目し、その問題性について発達論における個体能力論批判を参照して検討する。

障害をめぐる問題については、学術的にも社会的にも個人的把握から関係的・社会的把握へと呼ぶべき展開が見られてきた。すなわち、障害問題は従来、医学的な観点から個人の「損傷 (impairment)」に起因するものとして医学的介入の対象とされたり、その境遇が個人的悲劇 (personal tragedy) とみなされることで慈善の対象とされたりしてきた (医学モデル・個人モデル)。このような支配的パラダイム

に対して、ソーシャルワークや障害学の分野からは障害問題の関係的・社会的把握と呼ぶべき新たな概念が提起されてきた。それは、障害 (impairment) を生活上の困難に関わるさまざまな要素の一つにすぎないものと位置づけることで、障害問題の関係的把握を推し進めるものであったり (生活モデル)、障害 (disability) 問題の社会構築性を指摘し、構造的不利を生じさせている社会環境の修正を求めるものであったりした (社会モデル)。こうした関係的・社会的把握の観点は現在、一定の社会的合意を得ている。さまざまな援助の場面において個人の生活に関わるさまざまな要素への「一体的支援」が求められていることや、バリアフリーや合理的配慮の制度化といった事実はその証左といえよう。

障害児支援における療育・発達支援の領域においても、基本的には上記と同様の言説の展開、いわば

転回がみられる。戦前に「肢体不自由児に対する治療・教育」として創出された療育概念は、以降、その対象とアプローチを拡大し、障害種別を問わず、かつ育児支援・家族支援や地域改革等を含む総合的な発達保障・促進のアプローチとして展開してきた（小川 2002）。今日、療育という言葉は発達支援とも言い換えられ、本人への介入のみならず、家族や地域をも対象に含む一体的介入を志向するものとして定式化されている。一連の言説展開のなかでは、子どもの障害をめぐる問題をひろく生活に関わるさまざまな要素との関係のなかで捉えようとする関係的視点や、障害があっても当たり前地域で生活するための社会環境のあり方を問うものとしての社会的把握の視点が提起されてきた。

だが、こうした「展開／転回」にもかかわらず、従来の医学・個人モデルと重なるような個人への焦点化や個人への要請が維持・強化されている面もあるように思われる。たとえば、療育・発達支援の現場では現在も個人の能力向上が求められる制度設計がなされているのではないかと指摘がある（込山 2014: 46-7）。またたとえば、発達支援に関するあるコラムでは「この子、目も合わない言葉も出ない。障害があるんですかね」（茂木 2023: 15）と追い詰められた様子で語る母親のエピソードが紹介されており、このような様子からは、個人的悲劇としての障害が生きづらさをもたらす、という従来支配的であった医学・個人モデル的な発想に基づく当事者（家族）の苦しみの実感を読み取ることができる。

医学・個人モデルは、障害問題に伴う生きづらさの原因や解消を個人に帰責することで、障害のある人やその家族を抑圧するとともに社会の有責性を不可視化するものとして機能してきた。それゆえ、障害問題の個人的把握から関係的・社会的把握への傾向は、障害のある人やその家族にとって解放的な契機となりうるものであり、一方では実際にそうした解放的な志向は社会的に推し進められてきたといえる。しかし、他方では同時に、先に示したような医学・個人モデルの維持・強化とも捉えられるような実感の声が発達支援の場から上がっているのもまた事実である。ここにおいて、障害問題の関係的・社

会的把握が展開する一方で同時に個人的把握が維持ないし強化されているとすれば、それはなぜか。そして、そこにはどのような問題状況があるのか。

本稿では、障害児支援における療育・発達支援の領域においてこの矛盾するかのような事態がいかにか成り立っているのかを明らかにする。療育・発達支援における言説展開を障害問題の個人的把握／関係的・社会的把握の観点から反省的に対象化した研究はこれまでなされてこなかった。そこで本稿では、現在当該分野において事業規模を急拡大させ、社会的に大きな存在感を有するものとなっている障害児通所支援をめぐる動向を対象とし、これに関わる言説を理論的に検討していく。

具体的には、障害児通所支援に関する全国団体である全国児童発達支援協議会（CDS Japan）の言説、とくにその中心人物である宮田広善の2つの著作をおもな対象とし、両著作を療育・発達支援の「転換期」およびその今日的な枠組みの「形成期」という象徴的な2つの局面を示すものと位置づけつつ、その「気になる子ども」をめぐる言説を検討する。CDS Japanの言説を対象とするのは、当該団体が現行の障害児通所支援の理論的・制度的動向をリードする枠組みを提示してきた当該分野の最重要団体といえるものだからである。また、その「気になる子ども」をめぐる言説に着目するのは、これをめぐる一連の言説を時期ごとに整理することで、障害児通所支援という固有の文脈における障害問題の個人的把握から関係的・社会的把握へという言説の「展開／転回」のプロセスを具体的に記述することができると思われるためである。そして、これらの言説の対象化・分析にあたっては、発達心理学における個体能力論批判を参照する。というのも、これを参照することで、療育・発達支援の領域において上記の「展開／転回」にもかかわらず個人的把握が維持・強化されるメカニズムを明らかにすることができるからである。

分析を通じ、一連の過程で、一方では子どもの障害問題をめぐるフォーカスが障害から生活へと移行するに伴って個人的把握から関係的・社会的把握へという言説の「展開／転回」がみられてきたこと、

および、他方ではそのように生活にフォーカスした理論構成がなされる際に個体能力論に基づく発達概念が参照されたことで障害問題を個別問題化する傾向が再形成されてきたことを論じる。そのうえで、一連の過程をめぐる問題状況について自立・自律という論点に着目して考察をくわえる。

2. 療育・発達支援の転換期

戦前・戦後を通じて形成された療育概念が重要な言説上の転回を迎える一つの契機として、宮田広善の著作である『子育てを支える療育』（2001年）を挙げることができる。宮田はのちにCDS Japanの中心となる人物の一人であり、同書を「療育施設の医師として生きてきた僕自身の、自己点検の作業であり、『これからの療育』を模索する作業」（宮田2001:6）と位置づけ、従来の療育からの転換を主張する。ここでは、同著作の「気になる子ども」をめぐる言説に着目し、療育・発達支援の「展開／転回」の契機を示していく。

宮田は『子育てを支える療育』にて、1980年代頃から宮田ら専門家による早期療育を受けて育った子どもたちが成人年齢に差しかかっていることを背景に、早期療育が子どもたちを「自立した大人」へと育てることができたのかと問う。そこで宮田が目にするのが「気になる子どもたち」の存在である。この「気になる子どもたち」とは、端的にいえば、障害に焦点化した訓練を中心とする生活を送ってきたがために、生活に求められるさまざまなスキルを身につけることができなかつた子どもたちである。具体的には次のような事例が挙げられている。

「内弁慶で、慣れたところではよくおしゃべりするけれど、環境が変わるとしゃべれなくなってしまう」「厳しい教師の前では緊張して何もできず、逆に優しい教師や親の指示は無視する」「能力的にはできるのに、すぐ『できない』と言って努力しようとしなない」「与えられた課題が難しいと、『できない』と言えず『できるけれどしない』ふりをしようとする」「時間や規則

が守れない」「叱られるとひどく落ち込み、何日もすねている」などの問題です。これらは、一つひとつは一般の子どもにも見られる「甘え」や「わがまま」の範囲ですが、重なったり続いたりすると生活していく上で大きな問題になってしまいます。（宮田 2001:15）

このような子どもたちの行動、そしてその結果として生じる生活上の問題は、早期療育の弊害として生じたものだと宮田は述べる。すなわち、「早期療育（早期訓練）＝障害が治る（改善する）」（宮田 2001:19）という期待のもと、子どもたちが訓練重視の生活を送る一方、その日常生活・生活場面にはほとんど目が向けられなかったために、生活における「自立」に必要な経験を積むことができなかつたことの帰結だという。「早期発見・早期療育」という従来の枠組みが、子ども本人はもちろん、親をも巻き込んでこのような状況を生み出してきたこと、専門家たちはそうした流れに疑問を持つことができなかつたことについて、宮田は反省の意を示し、こう述べている。『「気になる子どもたち」と出会うたびに、僕は『療育の専門家』として、障害のある子どもたちを育てられなかつた責任と同時に、家庭の『育児力』を低下させ、混乱させてしまった『早期療育』の罪を感じざるを得ないのです」（宮田 2001:20）。

以上のような反省から、宮田は療育・発達支援の転換を主張する。その転換とは、生活における「自立」という価値を新たに掲げることで支援のフォーカスを障害から生活へと移行させるものである。そして、これに伴って、普遍主義、生活者の視点、家族支援、地域変革、主体性の重視、といった観点が導入され、一連の新たな支援は「生活モデル」の支援と特徴づけられることとなる。

まず、宮田のいう「自立」とは「周りの人たちと楽しく関わりながら自分の人生を豊かにつくっていく」（宮田 2001:35）ことである。そして、その実現のためには「主体的に選択できる力」、「コミュニケーションする力」、「生活する技術」、「自分が必要とされているという実感」（宮田 2001:71-86,176）が求められるという。宮田によると、今後の療育・

発達支援ではこのような生活上の自立のために必要な要素が重視されるべきだが、翻って、こうした要素の重要性は障害児に限らず一般の子育てにも当てはまるものだという。そうであれば、子どもたちの自立を目標とするならば、「療育は、『障害のある子どもを育てる特殊な技術』から、『子どもたちそれぞれの育ちを支援できる手段』に成長することを求められている」（宮田 2001:176）。このことから、『障害児』としてではなく、『子ども』として」（宮田 2001:177）支援する、という普遍主義の観点が導入されることとなる。

これに関連して、障害にフォーカスした従来の早期療育における専門職の介入は、各専門職の担当範囲ごとに子どもをいわば「パーツ化」するものであり、「子どもの全体像」や「生活する子どもの姿」（宮田 2001:38）の見てこないものだったという。これに対して、今後は「子どもをトータルな社会的存在として」（宮田 2001:39）捉える視点を支援者は持つべきだという。こうした発想は一般に生活者の視点と呼ばれるものである。

こうした観点の導入に伴って重要視されるのが、家族支援および地域変革の観点である。宮田によると、「これまでの療育」は家族の食卓の場を摂食訓練の場にしてしまったり、頻繁な母子通園を通じて「きょうだいたちのストレスを高め」（宮田 2001:177）てしまったり、おもにケアの担い手となってきた「母親の希望や人生観を押しつぶして」（宮田 2001:178）しまったりするものであり、家族の機能を支える観点からは否定的影響が否めないものであった。しかし、「人が『生活する技術』を身につけたり、社会で生きていく自信をもったり、幸せを実感したりするのは、まず家庭の中」であり、「家族が幸せであり、家族の機能が保たれていることこそ、障害のある人たちへの援助の基盤」（宮田 2001:179）となるため、「これからの療育」では家族支援が重要になるという。そして、そのためには「地域が障害のある人たちやその家族にとっても暮らしやすくなるよう、施設が先頭となって変革していくことも必要となる」（宮田 2001:179）とする。なお、地域変革については、生活場面と切り離された施設という「特殊な

場所」での「特殊な技術」（宮田 2001:37）としての療育・発達支援ではなく、生活を支え、広げていけるような援助のあり方を志向する点でも重要なものと位置づけられることとなる（宮田 2001:37-8）。

このような主張に際して、宮田は一貫して「育ち」（宮田 2001:16）という要素を重視している。それは、従来の「医療モデルの療育」がいわば外から「子どもたちに『障害の克服』を要求」（宮田 2001:45）してきたのと対照的に、子どもたち自身の生活のあり方やそのなかでの育ち、そこにある主体性を重視しようとする考えであるといえよう。こうした考えから、宮田は『医療モデルの療育』から『生活モデルの療育』への転換を」（宮田 2001:44）と主張する。

以上のように、この「転換期」においては、生活における「自立」という価値に基づいて支援のフォーカスを障害から生活へと移行させる言説展開が認められる。「（障害があっても、援助を受けていても）地域で生活していける技術」（宮田 2001:44-5）を育てようとする新たな考えへの移行は典型的な生活モデル化と呼ぶべきものであり、また、それが可能となる地域社会を構築していこうとするスタンスは社会モデルの発想を共有するものといえる。

ここには、おもに認識論や支援観に関わる面での障害問題の個人的把握から関係的・社会的把握への「展開／転回」が認められるが、同時に、それにとどまらない歴史的な変化の局面も見逃されるべきではないだろう。医学・個人モデルは、単に認識論や支援観に関わる理論的枠組みであるにとどまらず、優生思想と結びついたものとして障害者の生に影響を及ぼしてきたのであり、そのような固有の具体的な歴史的形物として問題化されてきた（田中 2005:35）。障害に焦点化した訓練を中心とする従来の介入、その基盤となる早期発見・療育システムは「障害の発症予防」という観点、すなわち「障害はない方がよい」という思想、ひいては優生思想と結びついたものであったと指摘される（篠原 1987）。そうであれば、療育・発達支援における障害フォーカスから生活フォーカスへという上記の展開は、従来の「優生思想-医学・個人モデル」という固有の歴

史的状況からの離脱という意味をも有するものであったと評価できるだろう。

3. 今日の療育・発達支援の形成期

上記のような宮田の主張は、その後、従来の障害児通園事業に関する諸団体の統合・再編成等を経て2009年に結成されたCDS Japanの議論の基盤となっていく。そして、CDS Japanの主張は、2012年に制度化された現行の障害児通所支援における基本的な理論的・制度的枠組みの基盤となっていく(加藤 2019)。CDS Japanの結成前後から障害児通所支援の制度化、およびそれ以降へと至るこの時期には、上記の「転換期」における宮田の言説が再構成を伴いつつ理論的・制度的に具体化される過程、いわば「形成」のプロセスを見出すことができる。

「転換期」における宮田の主張を概括的に再整理すれば、今後の療育・発達支援が目指すべき内容は、「自立」という価値のもとで、「障害児」ではなく子ども一般を対象に、その主体的な「育ち」を、生活という観点からサポートする、というものであった。こうした考えは、この「形成期」において「発達」をキーワードとして新たな言説として再構成されていく。ここでは、ふたたび当該時期の「気になる子ども」をめぐる言説に着目して、その再構成のありようについて検討する。

先に取り上げた宮田の著作が刊行された数年後となる2000年代中盤以降のこの時期は、障害児通園事業をはじめとする従来の障害児支援施策の見直しが行われ、2012年に発足する現行の障害児通所支援の制度形成を準備する動きが展開した時期にあたる。この間には、障害児通園事業等の関係者らによる議論や研究、政策形成運動が展開し、それがのちのCDS Japanの結成とその主張の形成へとつながっていく。すなわち、従来の制度の改革という現実的要請のなかで、先にみた「転換期」における宮田の主張が再構成され、具体化されていくのである。

当該時期以降、CDS Japanおよびその関係者による「気になる子ども」に関する言説は、「発達の気になる子ども」という新たな概念をめぐる展開さ

れることとなる。この「発達の気になる子ども」とは、障害の種別や程度、確定的診断の有無にかかわらず、発達という観点から支援を必要とする子どもを指すものである。この言説の形成に至るまでには、どのような再構成の過程があったのだろうか。

CDS Japanが今日の発達支援について述べる際、その議論の基盤として参照するのが、宮田による「障害児通園施設の機能統合に関する研究」(2005年)である。ここで宮田は、障害児をめぐる社会的状況の変化を受けて、従来の制度の課題および新たな制度に求められる機能等について検討を行っている。その際、従来の制度に関して見直しの必要がある点として挙げられるのが、支援体制が障害種別ごとに区別されていることで適切な支援の提供が困難となっている点、および、年齢制限により継続的な支援の提供が困難となっている点である。前者について、従来の障害児通園事業は「知的障害」、「肢体不自由」および「難聴」の三種別に区分されてきたが、対象児の障害の重度化・重複化や「軽度発達障害児」の増加に伴い、支援対象となる障害児像が拡大したことで、従来の体制では適切な支援の提供が困難になってきたとする。また、後者について、障害児通園事業は乳幼児期の児童を主たる対象としてきたが、そこでは乳幼児期の支援と就学後の学校での取り組み、および成人期の地域生活支援が十分に結びついておらず、成人期を見据えてライフステージに沿った一貫性のある支援を提供することが困難な状況にあるという(宮田 2005: 1-2)。

このように、制度改革の文脈において、障害種別による区別の撤廃および成人期を見据えた支援の構築という問題意識が示される。これを踏まえて宮田が支援対象と規定するのが「発達障害児」であり、それは下記のようなものとされる。

発達障害児とは、「一般の子どもに比べて明らかに発達上の遅れや異常が認められる子ども」だけでなく、「育児への支援や、なんらかの生育環境の調整がなければ、将来の社会生活を妨げるさまざまな問題をもつことが予測される子ども」も含んでいる。

対象となる障害は、「脳性麻痺や「(知的障害を伴う)自閉症」「聾、難聴」「盲、視覚障害」「種々の末梢神経・筋疾患、骨系統疾患、奇形症候群」「染色体異常症」「感染症や事故の後遺症」などの明らかな障害だけでなく、最近増加傾向が指摘されている「高機能自閉症」「LD」「AD/HD」などを含む。

加えて、乳幼児健康診査で「遅れ」が発見されたばかりの(障害が確定していない)子ども達も、広義の発達障害として支援の対象に含むべきである。(宮田 2005:2-3)

ここではさまざまな障害種別が網羅されるとともに、「明らかな発達上の遅れや異常」という従来の障害像にくわえ、健診で障害の可能性が示唆されたいわば現リスク層、今後の生活上の困難が予測されるいわば将来的リスク層が支援対象に含まれるとされている。そして、そうした子どもに対する支援として「発達支援」が必要であると宮田は議論を展開する。この発達支援とは「発達上の課題を達成しながら、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人を育てること」(宮田 2005:4)を目標とし、「『障害の軽減・改善』という医学モデルの支援にとどまらず、地域・家庭での暮らしを支援する生活モデルの支援を重要な視点としてもたねばならない」(宮田 2005:3-4)ものだという。

ここに至って、制度改革上の要請と「転換期」における宮田の言説とが再構成を伴いつつ総合されたとみることができる。すなわち、成人期の「自立」を目標とし、そのために必要な力を身につけられるような支援を提供すべきであること、そのためには障害種別・程度にかかわらず生活にフォーカスした支援の提供が必要であることが主張され、そのような支援は発達支援という概念によって一貫した説明を与えられ、再定式化される。制度改革の文脈における障害種別による区別の撤廃および成人期を見据えた支援の構築という問題意識は、「転換期」における「これからの療育」に関する諸々の論点(普遍主義、生活者の視点、家族支援、地域変革、主体性の

重視)と合流し、発達という観点から再構成されたといえるだろう。

このような再構成を経て、新たな療育・発達支援における支援対象児童を指すものとして「発達の気になる子ども」あるいは「発達支援を要する子ども」

(全国児童発達支援協議会 2016:2)という概念が形成されることとなる。そして、この「発達支援を要する子ども」に対して本人のみならず家族や地域をも対象に含む一体的支援を行う、という現行の障害児通所支援における理論的・制度的枠組みが形成されることとなる。CDS Japanはこの枠組みを「生活モデルの発達支援」(宮田 2014;全国児童発達支援協議会 2016)と表現する。

以上のように、この「形成期」には、「転換期」に提示された宮田のアイデアが発達という観点からの再構成を伴いつつ具体化される。再整理すれば以下のようになるだろう。「転換期」から「形成時」に至る過程では、障害にフォーカスした支援から生活にフォーカスした支援への移行が主張された。とくに「形成期」においては、制度改革上の問題意識を受けつつ、生活フォーカスの支援が発達という観点から再構成される言説展開およびそれに基づく制度形成が見られた。このような一連の過程を通じて、療育・発達支援の領域における障害問題の個人的把握から関係的・社会的把握への「展開/転回」が促されたのである。

ここで注意すべきことは、「転換期」に提示された生活にフォーカスした支援という考えと、「形成期」に提示された発達という観点からの支援という考えが、理論的には区別可能なものであることである。それに対して、宮田は「発達上の課題を達成しながら、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人を育てる」ことを主張しており、ここでは豊かな生活の実現にあたっては発達上の課題の達成が求められるというかたちで生活と発達とを結びつける考えが見られる。両概念の結びつきが理論的に必然的なものではない以上、このように両概念を結びつける考えおよびそれに基づく現行の支援の枠組みは、必ずしも自明のものではなく、歴史的に独自の形成物だといえる。

生活フォーカスの支援が発達という観点から再構成される上記のような展開は、障害問題の普遍主義的な把握に基づく具体的な対応を可能にする現実的な枠組みの一つとして注目に値する。従来、社会政策の観点からは、政策の対象者を同定するために障害というカテゴリーが必要とされることが、その必要性を主張する側からも、それを相対化し、別の可能性を探ろうとする側からも、同様に論じられてきた (Bickenbach 2009 : 120 ; 立岩 2018 : 283)。それに対して、「形成期」に実現した「発達支援を要する子ども」に対して支援を提供する制度は、障害の同定を支援の必要条件としないものとして障害問題の普遍主義的なアプローチの制度化といえるものである。普遍主義的なアプローチが言説の水準にとまらず制度的な水準で可能になったことは、従来の社会政策的観点からの議論が対象としてきた問題状況からの転換をもたらしたといえる。発達という観点が参照軸となることで、これまで障害というカテゴリーで捉えられてきた「支援の必要な人」をグラデーションのなかで捉え直すことのできる枠組みが成立したのである²⁾。このような意味で、現行の療育・発達支援は歴史的に新たな局面にあるもののだといえる。

4. 個人モデルの再形成

上記のような一連の過程を経て、療育・発達支援における「展開／転回」が促された一方、その際に発達という観点が参照軸として導入されたことは、新たな歴史的局面として、個人モデルの維持・強化という問題をもたらしたように思われる。

CDS Japan の発達に関する考えは次のようなものである。

「子どもが育つ」ということは、子どものもつ様々な潜在的可能性を、日常の生活場面や遊びを通して（子ども時代にしかできない子どもらしい活動を通じて）かたちあるものにしていく、つまり一人ひとりの人間的な諸能力を高めていく過程である。例えば、周りの人々への関

心や親近感を、それらの人々とことばや行動によって関わり合う能力に変えたり、見たり触れたりする物に対する興味を、それを使って遊んだり或いは道具として使用したりする能力に発展させていくことである。そして、子どもはこのような力を背景にして、自分の周りを取り巻く人や物と一層深く関わり合いながら、更に新たな能力の獲得を準備していくのである。このような一連の過程が、発達と呼ばれるものである。(全国児童発達支援協議会 2016 : 14)

そして、この発達はあらゆる子どもに共通するものであるという。すなわち「障害があるために、ある種の遅れや育ちにくさのある子どもも基本的には障害のない子どもと同じ成長過程を通して、大きくなっていく」(全国児童発達支援協議会 2016 : 14)とされる。

あわせて、その発達支援に関する考えも確認したい。

「障害のある子ども（またはその可能性のある子ども）が地域で育つ時に生じるさまざまな課題を解決していく努力のすべてで、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成（狭義の発達支援）、障害のある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援（家族支援）、地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革（地域支援）を包含した概念」と定義される。(全国児童発達支援協議会 2016 : 4)

ここでは、子どもの育ちを多様な観点から支えようとする包括的な発想が提示される一方、議論の軸はあくまでも個としての子どもの発達にあるというべきだろう。すなわち、「一人ひとり」の子どもが「人間的な諸能力を高め」ていくこと、それによって「新たな能力の獲得」が促される過程が発達であり、発達支援とは、そうした個々の子どもが「発達

上の課題」を達成し、「その結果として、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送る」ようになることを目指すものとされる。

「個体の能力・特性を単位に発達を考え、人々の現象を個体の能力・特性に還元して説明しようとするパラダイム」は、発達心理学において従来支配的なものとなってきた発達観として「個体能力論」(浜田 2023: 151) と呼ばれる。その特徴は、(1)「個体」について(2)「時間的継起」のなかで(3)「一般性」と(4)「方向性」をもった「変化」を捉えようとする視点にある(浜田 2023: 28-36)。すなわち、(1)発達を個体内に生じる現象として捉えること、(2)体験に基づく主観的時間ではなく、秒・分・時間といった客観的時間の尺度にしたがって個体の機能の変化を捉えようとする、(3)個体の変化として、個人的(一時的・偶発的)とされる変化を除外し、一般化される性質に着目すること、(4)何らかの視点に照らして想定された基準の方向へ向かう変化として個体の変化を捉えること、である。

浜田によると、個体能力観はつまるところ、子どもを「外」から科学的に対象化する視点、おとなの欠如態としてみる発想に帰結する。まず、前者は客観的時間の尺度に基づく時間的継起のなかに変化をみる視点と関わっている。秒・分・時間や昨日・明日といった客観的時間の尺度は、たしかに時間の流れを捉える一つの観点であるが、本人の経験に基づく現象学的な観点から時間を捉えれば、人の体験するものとしての時間には「いま」があるのみである。このことを踏まえると、「時計的な時間尺度を描き、そのうえで観察できる変化」を捉えようとする個体能力論は、第三者の目、いわば「神の視点」(浜田 2023: 31) から人を対象化するものである。次に、後者については、発達の頂点としての「完態」(浜田 2023: 35) という概念に関わる。客観的時間の尺度に基づく時間的継起のなかで子どもからおとなへと至る変化の過程を俯瞰的にみると、そこには未熟な状態から予定された成熟状態へと至る過程が想定され、そうである以上、「子どもをおとなという完態からの欠如としてみる視点」(浜田 2023: 35) が不可避免的に伴われることとなる³⁾。このような個体能

力論は、端的にいえば「子どもを外から評価」(岡本・浜田 1995: 174) する視点を導く。

こうした議論を踏まえたとき、CDS Japan の発達および発達支援概念は、個体能力論の範疇に収まるものというべきだろう。もっとも、留保は必要である。たとえば「潜在的可能性を、日常の生活場面や遊びを通して (...) かたちあるものにしていく」という発達理解は、能力やスキルの獲得を一義的なものとして重視するような能力主義に偏重したものでは必ずしもなく、そこには生活の論理の尊重がみられる。また、家族支援や地域支援の観点を導入している点で、着眼点を個人に限定しない関係的・社会的把握の要素がみられることも事実である。とはいえ、これらの要素を有していることは個体能力論の克服を意味しない。というのも、個体能力論の核心は発達を個体的な現象として捉える視点にこそあるからである。この点を明確にするにあたって、ヴィゴツキーによる「精神間機能から精神内機能へ」の議論に関する浜田の言及が参考になる。

教科書的な知識では、人どうしが言葉を交わしてコミュニケーションするその外言(精神間機能)が、やがては自分の内側でめぐらす内言として思考世界(精神内機能)を担うようになるというような例があげられるのだが、個体能力論の席卷するこの社会では、このテーゼすら個体能力推進の手立てとして理解されかねない。つまり精神内機能を一つの個体能力と捉えて、それを伸ばすためにはどのような精神間機能を保障すればよいのかというたぐいの理解がはびこっていたりする。しかし、このテーゼの示唆するところは、それとは逆のところにある。(...) つまり意識を個体のなかに閉じた現象として捉えるのではなく、人どうしの共同的な営みの歴史的所産として捉えるというのが、ヴィゴツキーにとっては重要な着眼点だったと言ってよい。(浜田 2023: 159-60)

この言及を通じて浜田が批判するのは、他者から独立した(閉じた)ものとしての個人の意識・精神

が、外的な経験を通じて、ある精神的機能を個体内的な能力として獲得・形成していく、という捉え方である。これに対して、浜田は、意識・精神はつねにすでに他者との関係における共同的なものとして存在しており、ある精神的機能自体もそうした共同性のなかで生じてくるものであるために、それを個体内的な能力に還元することはできない、という捉え方を提示している⁴⁾。つまり、浜田の主張は、発達を個体内的な能力獲得の過程と捉えるのではなく、共同的な営みという関係構造のなかで、いわば人と人との間で生じるものと捉えるものだといえる。この視点からは、たとえば具体的な対人関係のなかで共同的に成立するコミュニケーションのあり方を「個体のもつ『ソーシャル・スキル』に還元」し、「それらが不十分となれば、それぞれ『知的障害』、あるいは『発達障害』として、訓練や治療の対象に」（浜田 2023: 170）するような考え方や介入のあり方が批判されることとなる。

以上を踏まえたとき、CDS Japan の発達および発達支援概念においては、やはり根本的には発達を個体内的な能力獲得の過程として捉える視点が否定されていないといえる。ここでは子どもたちは、個体として、時間的継起のなかに位置づけられる各発達段階における発達課題を達成し、能力を獲得し、そうした獲得の結果として成人期の自立という「完態」に至ることができることとされる。この主張が個体能力論の範疇に収まることは否定しがたい。

ここに至って、新たな療育・発達支援において障害問題の個人的把握の傾向が生じるメカニズムが明らかになる。第一に、ここで参照される発達概念が子どもの個体内的な能力に焦点化し、それが不十分であることを欠如として位置づけるものである以上、「発達支援を要する子ども」に対する介入は、欠如した個体への介入という構図をとる点で、実質的に従来の医学・個人モデルと同様の事態を生じさせているといえる。つまるところ「発達支援を要する」という言葉は事実上、従来の「障害がある」という言葉と同義のものとして機能しているといえるだろう。このことから、「展開／転回」を経てもなお個人モデルが維持されているとみることができる。

第二に、上記のように「発達支援を要する」ことが「障害がある」と実質的に同義であるとするれば、「発達支援を要する子ども」という支援対象の規定は、従来と同様の個人モデル的な介入の対象者の拡大を事実上意味する⁵⁾。この局面では、「展開／転回」を経たことでかえって個人モデルの社会的威力が強化されているといえることができる⁶⁾。

以上のように、CDS Japan の言説展開においては、支援のフォーカスを障害から生活へと移行させることで障害問題の关系的・社会的把握への「展開／転回」が生じるとともに、それにあたって個体能力論に基づく発達概念が参照されたことでそうした关系的・社会的把握の要素は従来の個人的把握の観点へとふたたび収斂するに至った。療育・発達支援において障害問題の关系的・社会的把握が進展する一方で同時に個人的把握が維持・強化された経緯およびメカニズムは、このように理解できる。

5. 「転回」後の療育・発達支援をめぐる問題状況

では、ここにはどのような問題状況があるのか。やはり従来から問題視されてきたのと同様に個人モデルによって子どもやその家族への抑圧がもたらされうることへの懸念がある。そして、そのことは療育・発達支援の立場から表現すれば「自己理解」の誤りおよびそれに伴う問題として捉えられるべきだろう。

個人モデルは、とくに医学モデルとの関連からは医療専門職による「専門家支配」として問題化され、その専門家支配に対する批判は「当事者」の自立・自律の観点から展開されてきた（中西・上野 2003: 13-5; 進藤 2006; Oliver 2009）。こうした歴史的経緯および理論的方向性を踏まえれば、障害問題の個人的把握から关系的・社会的把握への「展開／転回」においては、専門家支配に基づく他律に対し、「当事者」としての障害者や患者の自立・自律が促されたといえるか否かが重要な論点となる。

CDS Japan による「展開／転回」をめぐる言説では、訓練を中心とする従来の療育が子どもにとって他律的なものであったのに対し、新たな「生活モデ

ルの発達支援」は子ども本人の主体性・自律性を尊重するものとなった、という構図が示される。しかし、発達に着目したこの新たな支援もまた「子どもを外から評価」する視点を免れない以上、そこで認められる主体性とは「対象としての主体」（浜田 2012：19）性にすぎないものであり、そこに「外」からの介入の要素、いわば他律の要素があることは否定しがたい。この点の認識を欠いたまま、本人主体ないしは「本人のため」を強調することは、本人への「押し付け」（岡本・浜田 1995：231）に転化しかねない。また本人と周囲の都合を混同してしまうことにもなりかねず、生活上の困難とその対応をめぐる関係者それぞれの得失という論点を曖昧化してしまうおそれがある（立岩 2018：315-8）。そのようなになってしまえば、その支援は旧来の専門家支配のもとで問題化されたパターンリズムそのものと化してしまう。以上のような意味で、個人モデル批判において歴史的に問題化されてきた自立・自律という点では、新たな療育・発達支援の枠組みのもとでも課題の残る状況が続いているといえる。

このように、この新たな支援もまた他律的な要素を含まざるをえないこと、それに伴う限界があることをまずは明確に認識すべきだろう。というのも、それを明確にしてこそ現行の枠組みの意義や今後の展開の可能性をより具体化できるように思われるからである。

他律的介入は、それ自体として棄却されるものでは必ずしもなく、それはそれで独自の機能を果たす面がある。たとえば医療をはじめとする専門家権力、その医学・個人モデル的な視点・介入は、「当事者」にとっては自立・自律への脅威とされてきた一方で、労働や自立に関わる規範やそれに基づく「社会参加」の強制、また偏見・差別等による暴力から「当事者」を（たとえ一時的にであれ）守る機能を果たす面を有するものといえる。また、専門性の論理は、専門職倫理等に基づく独自の価値を提示することで、経済的合理性をはじめとする異なる論理・価値観に対する歯止めとなりうるものでもある。このような面では、生活の主体にとって他なるものであること、その「外」にある権力であることには、そうである

からこそ果たすことのできる機能が認められうる。

障害児通所支援事業所では現在、競争的事業環境下での利用者募集という商業的目的などを背景としつつ、子どもの能力向上を志向する「活動の教育的機能」（丸山 2014：175）を重視する傾向がみられるという。これに呼応するように、「当事者」、厳密にはその関係者、つまり子ども本人というよりは親（保護者）の側では、わが子にできることをしたいという思いから早期療育を受けさせ、「普通の子」（三浦 2013：46）になることを目指す人たちが少なからずいるという。親たち——ある面では障害のある子どもにとって支配者ともみなされてきた親たち——もまた、新自由主義による「自立自助的・競争主義的個人主義」（浅井 2001：65）を背景に社会的抑圧を受け、ともすると子どもに過剰な負担を強いるようなあり方へと追い詰められた「弱い者」（児玉 2019：303）の位置に置かれている。

個体能力に焦点化するこのような社会的連関のなかで「当事者」への抑圧が生じているのであれば、従来の個人モデル批判において「当事者」の立場から主張されてきたような自己決定権を核とする自立・自律の理念は、それはそれで、個人に抑圧をもたらす自己責任論と奇妙な共振に至ってしまう可能性がある⁷⁾。この局面において、専門性の立場はそうした社会的抑圧に対してアンチテーゼを打ち出していくだけの理論的基盤を有しているはずである。たとえばソーシャルワークにおける社会正義の理念は、その実質化に課題があるとされてきたものの、集合的経験としての社会的抑圧に対する独自の立場からの明確な批判たりうるものといえる（Ferguson =2012）。

このようにみるとき、発達支援という専門性は、それが「当事者」にとって「外」にあるものだととして、その立場から現代の歴史的諸条件のもとでどのような実践的意義を持ちうるだろうか。適切な「自己理解」のもとでこの点について具体的に検討を進めることこそが、発達支援の目標として示される「豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人を育てる」という理念の実質化に向かう道筋なのではないだろうか。

6. おわりに

本稿では療育・発達支援において障害問題の关系的・社会的把握が進む一方で同時に個人的把握が維持・強化された経緯およびメカニズムを明らかにすべく、CDS Japan の言説を主たる対象として検討を行った。分析を通じ、療育・発達支援の「展開／転回」にもかかわらず、新たな支援が個体能力論に基づく発達概念を参照して形成されたことで個人的把握の傾向が維持・強化されてきたことを明らかにした。さらに、この新たな支援もまた旧来の支援と同様に他律的介入の性質を免れないことを指摘したうえで、そのような適切な「自己理解」のもとで療育・発達支援の実践的意義が検討されるべきであることを指摘した。

今後の検討課題について述べれば、療育・発達支援における専門的介入が現在の固有の歴史的・制度的条件のもとでどのような意義を持ちうるのかについての具体的な検討が必要だろう。その際、上述した自立・自律の理念のように歴史的に提出されてきた問題意識に照らしつつ、現在のマクロな社会状況を踏まえながら「当事者」や関係者、専門家などの各アクターをめぐる権力関係を捉えることで、より望ましい支援のあり方についての示唆を得られるような検討が求められよう。それにあたっては、本稿では詳述できなかった社会モデルの視角から本稿の提起する論点を含む一連の議論を再整理することが重要と思われる。

注

- 1) 本稿は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程ならびに日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン、所属機関の研究倫理指針を遵守したものであり、用語の使用等に関する倫理的配慮を行っている。また、本稿は北海道社会福祉学会 2023 年度研究大会で発表した内容に大幅な加筆・修正を施したものである。
- 2) もっとも、同様の普遍主義的な認識・支援枠組

みは、高齢者分野の介護保険制度などにみられるようにすでに一部では成立してきたものとみることは可能である。とはいえ、このような枠組みの形成・成立にあたっては、当該の枠組みを正当化するロジックが求められると考えられ、またそうした正当化は基本的には個々の枠組み（制度）ごとに独自の内容を伴うと考えられる。それゆえ、療育・発達支援における普遍主義化のプロセスもまた独自の歴史的現象として対象化されるべきものといえる。

- 3) 近年の発達心理学では成人期以降の変化をも発達の一局面と位置づける生涯発達の考え方が受容されており、それは従来のように成人期を「完態」と位置づける上向きの発達観を相対化するものとされる。だが、成人期以降の過程を発達と捉えることは、子どもをおとなの欠如態と位置づけ、そこに至る獲得の過程と捉える視点それ自体を退けることには必ずしもならないだろう。
- 4) このような視点は竹内章郎による「能力の共同性」（竹内 1993：151）論においても提示されている。
- 5) 「障害者」の範囲の拡大をもたらす発想およびそれに類する発想はさまざまなかたちで考えられうるものであり、その内容に応じて実践的な帰結もまた異なるものとなる。たとえば杉野は「障害の普遍化モデル」および「障害の普遍主義モデル」という概念を用いて 2 つの発想を区分けし、それらがもたらす帰結について考察している（杉野 2007：101-6）。
- 6) 個体能力論的発達概念に依拠する療育・発達支援の拡大は心理・医療的な解釈や実践の浸透をもたらしうるものであり、「医療化」に関わる問題、すなわち社会・環境的な観点からも把握されうる事柄を個体内的なものに還元する懸念を生じさせるものである。発達障害および学校現場を事例にこの点を指摘したものとして木村（2015）の研究がある。
- 7) これと同様の局面を捉えたものとして、「当事者」が掲げる自立・自律の理念、そしてそれを具体

化すべく戦略的に選択した福祉サービスにおける消費者主義が、福祉国家再編の過程で展開された新自由主義的な政策的戦略と結果的に「奇妙な一致」を見せることを「同床異夢」(田中 2005: 158) と捉えた田中の議論がある。

文献

浅井春夫(2001)「福祉改革と新自由主義イデオロギー」渡辺治・二宮厚美・後藤道夫・中西新太郎・木下武男編『ポリテイク 02』旬報社, 54-72.

Bickenbach, Jerome E. (2009) Disability, nontalent and distributive justice, Kristiansen, K., Vehmas, S. and Shakespeare, T. eds. *Arguing about disability: Philosophical perspectives*, Routledge, 105-23.

Ferguson, Ian (2008) *Reclaiming Social Work: Challenging Neo-liberalism and Promotion Social Justice*, SAGE Publication. (=2012, 石倉康次・市井吉興監訳『ソーシャルワークの復権——新自由主義への挑戦と社会正義の確立』クリエイツかもがわ.)

浜田寿美男(2012)「コラム3 発達と希望——希望はどこに宿るのか」麻生武・浜田寿美男編『よくわかる臨床発達心理学(第4版)』ミネルヴァ書房, 18-9.

浜田寿美男(2023)『「発達」を問う 今昔の対話 制度の罫を超えるために』ミネルヴァ書房.

加藤正仁(2019)「育ちが気になる子どもの発達支援の現状と課題」『福祉労働』162, 8-17.

木村祐子(2015)『発達障害支援の社会学——医療化と実践家の解釈』東信堂.

児玉真美(2019)『殺す親 殺させられる親——重い障害のある人の親の立場で考える尊厳死・意思決定・地域移行』生活書院.

込山真理子(2014)「共に育ち合う場から見た放課後等デイサービス」『福祉労働』144, 42-9.

丸山啓史(2014)「障害児の放課後活動の現況と変容——放課後等デイサービス事業所を対象とする質問紙調査から」『SNE ジャーナル』20(1), 165-

77.

三浦恵美子(2013)『「発達障害」再考——育てにくい子の子育て経験から』『福祉労働』140, 43-9.

宮田広善(2001)『子育てを支える療育——〈医学モデル〉から〈生活モデル〉への転換を』ぶどう社.

宮田広善(2005)「障害児通園施設の機能統合に関する研究」平成15・16年度厚生労働科学研究・障害保健福祉総合研究事業『障害児(者)の地域移行に関連させた身体障害・知的障害関係施設の機能の体系的なあり方に関する研究』(主任研究者岡田喜篤).

宮田広善(2014)「障害児通園施設の児童発達支援センターへの一元化——『生活モデル』の発達支援とは」『福祉労働』144, 18-26.

茂木厚子(2023)「子育ては『個』育て——子どもの幸せが社会を変える 連載②」『生活と自治』651, 15.

中西正司・上野千鶴子(2003)『当事者主権』岩波書店.

小川英彦(2002)『「療育」概念の展開過程に関する一考察』『教養と教育』2, 47-54.

岡本夏木・浜田寿美男(1995)『発達心理学入門』岩波書店.

Oliver, Michael (2009) *Understanding Disability: From Theory to Practice (2nd)*, Palgrave Macmillan.

篠原睦治(1987)「なぜ『早期発見・治療』問題に取り組むか——本学会の論争過程をふりかえりつつ」日本臨床心理学会編『「早期発見・治療」はなぜ問題か』現代書館, 15-60.

進藤雄三(2006)「医療化のポリテイクス——『責任』と『主体化』をめぐって」森田洋司・進藤雄三編『医療化のポリテイクス——近代医療の地平を問う』学文社, 29-46.

杉野昭博(2007)『障害学——理論形成と射程』東京大学出版会.

竹内章郎(1993)『「弱者」の哲学』大月書店.

田中耕一郎(2005)『障害者運動と価値形成——日英の比較から』現代書館.

立岩真也 (2018) 『不如意の身体——病障害とある社会』 青土社.

全国児童発達支援協議会 (2016) 「発達支援の指針 (CDS-Japan 2016 年改訂版)」.

【論文】

エイブリズム論とネオリベリズム批判

—イギリスの経験から

Studies of Ableism and Criticism of Neoliberalism
: from the British Experiences

志田 圭将（北星学園大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程）

要旨

障害学分野の新たな研究動向である批判的障害学の議論は、これまで日本では十分に共有されてこなかった。そこで本研究では、批判的障害学の重要な分析視角の一つであるエイブリズム論に着目し、これに関する日本での研究動向を踏まえ、ネオリベリズムの具体的経験との関連からその内実と意義を検討することの必要性を提起し、イギリスにおける近年のネオリベリズム改革を事例とした分析を行っている。分析を通じ、批判的障害学におけるエイブリズム論が、ある者を救済・包摂に値するとし、別の者をそうではないとして排除することで人々を分断していく諸力、その現実的諸条件に対する批判として提起されてきたことを示した。そして、この点においてそれがシティズンシップをめぐる議論と親和性の高いものであること、また、多様なマイノリティの連帯を通じた政治的多数派の形成を図るとともに、規範に強く揺さぶりをかけるものであることを指摘した。

キーワード： 批判的障害学，エイブリズム，ネオリベリズム，イギリス，Dan Goodley

1. 研究の目的と背景

本稿の目的は、批判的障害学（Critical Disability Studies : CDS）におけるエイブリズム（ableism）論の内実と意義をネオリベリズム（neoliberalism）の具体的経験との関連から詳らかにすることである¹⁾。これを通じ、日本の障害学研究においてエイブリズム論を活用していくための示唆となる知見を得ることを目指す。

2000 年前後より英米を中心に発展してきた CDS は、従来の障害学や障害者運動が抱える理論的・実践的課題に応じ、新たな議論の展開を促そうとする研究潮流である。昨今、日本の障害学においても従来の理論的・実践的視角に伴う課題が指摘されるなか、既存の議論に反省をくわえ、新たな展開をもたらそうとする CDS の議論は示唆に富むものである

ように思われる（辰己 2021；田中 2024）。だが、日本では議論の共有が十分でなく、研究の蓄積が求められる。こうした背景から本研究では CDS における重要な論点・分析視角とされるエイブリズム論を取り上げる。

エイブリズムはしばしば「障害者に対する健常者の優位化」や「能力があることの価値化を背景とする障害者への差別的処遇」といった事態を指す概念と理解されている。一方、CDS においては必ずしも障害に議論を限定せずより広範な論点に関わるものとしてのエイブリズム論が提起されてきた。日本ではエイブリズムという用語への言及は散見されるものの、その概念の内実、とくに CDS の文脈におけるその内実や意義については共通認識が得られていない。したがって、CDS の受容を通じて日本における

障害をめぐる議論のさらなる展開を図るにあたっては、エイブリズム論の内実と意義を明確化する必要があるだろう。

議論の構成は以下の通りである。まず、日本の障害学においてエイブリズム論に焦点化した主要な先行研究を概観し、本稿で検討すべき事項を導出する。具体的にはネオリベリズムの経験との関連からエイブリズム論の内実と意義を捉えていく必要性を提起する。これを受け、エイブリズム論の概要を整理し、そのうえでイギリスにおけるネオリベリズムの展開を参照し、それとの関連からエイブリズム論の内実と意義を検討する。

2. 先行研究の検討

日本の障害学においてエイブリズム論に焦点化した先駆的な業績は、石島健太郎の研究である。石島はエイブリズムを「理想の身体をよしとする規範」（石島 2015 : 44）と整理する。従来の障害学のように障害（disability）に焦点化するのではなく、能力（ability）に焦点化することで、エイブリズム論は「できる／できないという二元論ではなく、能力の偏差、グラデーションのなかですべての人々を捉えることができる」（石島 2015 : 45）とする。いわく、これまで障害学の主軸となってきた「障害の社会モデル（social model of disability）」は、健常者／障害者、できる身体／できない身体二元論に依拠している。その論理にしたがえば、環境調整によって障害者はたしかに「できる」ようになるかもしれない。しかし、ここでは障害があること・できない身体への否定的な価値づけが維持されてしまう。これに対し、能力を議論の起点とするエイブリズム論は「すべての人々に Impairment があり、程度の差はあれ他者への依存が必要である」（石島 2015 : 45）という見方をもたらすことで、そうした二元論や障害への否定的価値づけを回避するとともに、障害以外のマイノリティ（子ども、女性、高齢者など）に対しても同様の枠組みからのアドボカシーを可能にするという。この点で、エイブリズム論は社会モデルの理論的難点を克服するとともに、障害学の議論をより広範な議論へと接続するポテンシャルを有するとされ

る。石島自身は能力と分配を対応させるものとしての能力主義（meritocracy）論との区別を強調するが、そのエイブリズム解釈は実質的に、能力のグラデーションのなかで「“できる人”を優先し、“できない人”を排除する差別」（田中 2020）という理解、「能力主義的差別主義」（竹内 2020 : 85）論に重なるものといえる。

辰己一輝は、障害学の新たな理論的動向を整理するなかで、エイブリズムが『「人間 human とは健常者であることが普通 normal である』という本質規定に裏付けられている』（辰己 2022b : 50）こと、それゆえにエイブリズム批判が「本質主義」および「人間中心主義」批判と重なるものであることを指摘する。そして、この「人間」には「健常者」以外にもさまざまなカテゴリー（白人、異性愛者、男性など）が含まれ、それゆえエイブリズム論は領域横断的な議論につながるのだと論じる。この点において辰己は、一方では石島と同様にエイブリズム論が領域横断的な視座を提供することを示している。他方では「能力の偏差、グラデーションのなかですべての人々を捉える」視座としてエイブリズム論を位置づける石島とは議論のアクセントを異にし、それが「健常者／障害者というカテゴリーの構成に深く関与」（辰己 2022b : 62）する点を強調する。

辰己の議論に連なるものとして志田（2024）の研究がある。志田は石島の議論をエイブリズム論の「能力主義論」的解釈と位置づけつつ、近年のエイブリズム論がそれとは異なる視角を示していると指摘する。すなわち、エイブリズム論とは健常者／障害者、白人／黒人、男性／女性といった優位／劣位、規範／逸脱に関わる二元的なカテゴリーが社会的に構築され、そこで優位化・規範化された要素がインターセクショナルに統合されることで理想的な人間像が形成されていること、そうした理想的な人間像からさまざまなマイノリティが「同様にかつ別の仕方での排除・周縁化を被っていることを問題化する視座とされる。

以上の研究動向からは、エイブリズム論が障害学の議論をより広範な文脈へと接続するポテンシャルを有することへの共通理解がありつつも、それが何

をどのように問題化しようとする視座であるのかについての理解は論争的状况にあり、議論の整理が引き続き必要であることが指摘できる。

また、上記の諸研究がエイブリズム論の核となる理論的枠組みに焦点化したものであるのに対し、田中 (2024) は論の背景となる CDS との関連を含めてその思想的・実践的意義について論じている。いわく、CDS 出現の背景には社会モデルをはじめとする障害をめぐる従来の知の課題の認識とそれを継承・発展させようとする問題意識がある。さらに、同時期に展開するネオリベラリズムによる抑圧に対抗・抵抗すべく、他のマイノリティとの連帯を可能にする新たな社会理論が求められてきた経緯があり、そこでエイブリズム論はネオリベラリズムにおける「人間」の特権化とそれに伴う排除の機制に抵抗し、対抗を図るものとして重視されることとなったという。

田中の研究視角・分析を踏まえれば、エイブリズム論の視角や問題意識を明確化するにあたっては、先述の先行研究のように理論的枠組みに焦点化するアプローチだけでなく、エイブリズム論が具体的にどのような問題や問題意識を背景に提起されてきたのか、その社会的背景・実践的側面との関連から捉えていくことも有効であろう。その際には、田中も指摘するようにネオリベラリズム批判との関連を具体的に検討することが重要である。エイブリズム論は、ネオリベラリズムが自律、自助、自己統治等を規範化し、「人間」が所有すべき「能力」を仮構し、その有無によって人々を価値化／非価値化し、非価値化された人々を「ケアの縮減」等によって排除するものであることを捉え、それを批判する視角を提示しているとされる (田中 2024 : 37)。この整理自体は妥当と思われるが、この説明は概括的なものにとどまっており、より具体的にどのような問題が想定され、そこでどのように提起がなされてきたか、その詳細についてはさらなる検討が求められる。ネオリベラリズムの具体的な経験とそれへの応答の詳細を捉えることは、実践との関連から、いわば概念の外延からエイブリズム論への理解を深めることを意味し、ひいてはこの障害をめぐる新たな知を再び実

践へと接続するにあたって有益な知見を獲得することにつながるはずである。

以上のことを踏まえ、本稿では CDS におけるエイブリズム論が何をどのように問題化する視座であるのかについて、ネオリベラリズムの具体的な経験との関連から明らかにすることを課題とする。そこで、CDS の代表的論者でありエイブリズム論を牽引する Dan Goodley の研究をおもに参照し、エイブリズム論の概要を整理しつつ、その内実と意義をネオリベラリズムの経験との関連から読み解いていく。エイブリズムとネオリベラリズムに着目する Goodley の議論は、当該の論点との関連からエイブリズム論の基礎的理解を得ようとする本研究にとって適切な参照先となる。また、ネオリベラリズムの経験については、Goodley の議論がおもにイギリスの経験を背景としたものであることに鑑み、イギリスの事例に着目する。分析対象とする時期については、Goodley が重点的に議論しているキャメロン保守党・自由民主党連立政権期 (2010 年～) の展開にくわえ、その直接の背景として重要と思われるブレア・ブラウン労働党 (ニューレイバー) 政権期 (1997 年～) の展開を含める。その際、当該の時期におけるネオリベラリズムの展開については、先行研究の蓄積を参照し、近年のイギリスにおけるネオリベラリズム改革を象徴するものと捉えられてきた福祉政策およびその関連政策を取り上げる。

3. エイブリズム論の概要

Goodley はエイブリズム論を定式化する際、Gregor Wolbring と Fiona Kumari Campbell の議論をおもに参照している。ここでは両者の議論を参照し、それを踏まえて Goodley による議論の展開を整理する。

Wolbring (2008) はエイブリズム論をめぐっては 2 つの立場があるとする。一つは「障害者に対する否定的処遇」としてエイブリズムを捉える立場であり、もう一つは障害者以外を含むより広範な人々にも関わるものとしてそれを捉える立場である。前者、障害者に対象を限定する用法の場合、エイブリズムはセクシズムやレイシズムなどと並ぶ一つのイズムと位置づけられる。Wolbring はこうしたエイブリズム

理解は不適切だとする。というのも、Wolbringによると、エイブリズムとは端的に「特定の能力を他の能力に対して選好すること」(Wolbring 2008 : 252)であり、「レイシズム、セクシズム、カースト主義、エイジズム、種差別、反環境主義、GDP主義、消費主義といった他のイズムを包含するイズム」(Wolbring 2008 : 253)として「歴史的に他の集団に対して自らの権利や地位が高い水準にあることを正当化するためにさまざまな社会集団によって利用されてきた」(Wolbring 2008 : 253)からである。たとえば「共感、思いやり、優しさ」などの能力よりも「生産性や競争力」といった能力を「本質的」なもののみなし、この「本質的」とされた能力を欠いた人々を劣った者とラベリングすることで、人々を優位化／劣位化する。このようなかたちで特定の能力の選好とそれに伴う優位化／劣位化をもたらす「一連の信念、プロセス、実践」(Wolbring 2008 : 252)がエイブリズムだと Wolbring は考えるのである。

Campbell はエイブリズムを「完璧で、種的に典型的であり、したがって本質的で完全な人間として投影される特定の種類の自己と身体(身体基準)を生み出す信念、プロセス、および実践のネットワーク」(Campbell 2009 : 5)と定義する。そして、エイブリズムには2つの核となる要素があるとする。それは「規範的なものという観念 (*the notion of*) (および個人の規範化)」と「完全化・自然化された人間性と、異常で、考えられない、擬似人間的でハイブリッドなもの、つまり非人間性との間に、構成的な分離 (*constitutive divide*) を強制すること」(Campbell 2009 : 6)である。Campbell によると、エイブリズムは「種的に典型的な身体(科学)」、「規範的な市民(政治理論)」、「合理的な人間(法)」といった人間像を規範化するが、この人間像自体が「政治構造 (*political constitution*) の結果であり手段」(Campbell 2009 : 6)である。すなわち、このような人間像は規範から逸脱した「構成的外部」(Campbell 2009 : 11)としての他者、つまり当該の規範にとって不可欠な構成要素としての他者との二元的な区別によって形成されるのであり、そこには「異常」を産出し、「正常」の特権化する政治的な力学が存在している。Campbell が

述べるように「手に負えない、非市民的な障害のある身体は、確実性、支配力、自律性という男性的属性を有する『真の／本質的な』人間的自己の『真理』を繰り返し述べるために必要とされる」(Campbell 2009 : 11)。このように Campbell においては、Wolbring のいう「本質的」とされる「能力」は「種的に典型的な身体」といった人間像としてより文脈特定の言い換えられ、エイブリズムは逸脱や異常性を語るることによるそうした規範や正常性の構築のプロセスとして説明される。

上述の議論を継承しつつ、Goodley は「人間 (*human*)」概念との関連からエイブリズム論を再定式化する。Goodley によると、現代社会では「ある人間たちが別の人間たちよりも危険と隣り合わせの状況に置かれている」(Goodley 2021 : 23)。そして、ある者は人間らしい生活を享受し、別の者はそうした生活を送ることができないこの状況は、一定の人々が人間というカテゴリーから実質的に排除されている事態として把握される。この意味で、現代社会における人間というカテゴリーは「ある者は受け入れ、ある者は追い出す」(Goodley 2021 : 23)のものであり、排除的なものである。ここで Goodley が人間概念によって示そうとしているものが、まさしくエイブリズムにおいて規範化される人間像であり、それはいわば人間らしい処遇を受けるための条件となっているものである。Goodley は、そうした人間像はたとえば「身体的・精神的な健全性」や「生物学的・心理学的な安定性」、「自立、自律、自給自足」(Goodley 2014 : 23)といった能力を有するものと想定され、「白人、健全な身体、異性愛規範、高収入、資産所有、WENA (西欧・北米)、WASP (白人・アングロサクソン・プロテスタント)」といった要素としばしば結びつけられる「インターセクショナルに統合された社会的理想」(Goodley 2017 : 56-7)であるとする。Goodley は、現代社会は上記のような諸要素を有する特定の人々に有利に編成され、そうした人々が特権を享受する一方、これに該当しない人々が他者化され、排除・周縁化を被っていることを問題視する。こうした見方から、Goodley においては「エイブリズムとは、多くの(価値が低いとされる)他者

(Other) に対するインターセクショナルな同様さ (intersectional Same) として概念化できる」(Goodley 2017 : 57) ものとなる。

もともと、特権を有していると想定される人々が必ずしもこれらの諸要素を網羅的に有しているわけではない。上記のような理念型は「誰もそこに到達することのない理想」(Goodley and Lawthom 2019 : 235) である。しかし、理想的な人間像にとっての「他者」(障害者はその一つの典型である) へと転落することの恐怖から、人々はエイブリズム的な理想を承認し、価値化し、追求する (Goodley and Lawthom 2019 : 235-6)。Campbell が述べたように、自らをそれに同一化することに恐怖を覚える対象として異常性を語るにより、こうした正常性が確立され、不断にその価値が再確認されるのである。また、上記の諸要素はそれぞれ二元論の両極の一方をなす (たとえば健全な身体は障害のある身体と対比される) ものであるが、人々は実際にはその二元論の両極の間に生きていると考えられることを Goodley は認めている。にもかかわらずこうした二元論を採用するのは、実際に人々が分断され、社会的に包摂/排除されているリアリティを、いわば構築されたものとしての二元性を捉えるために分析的区別が重要だからである (Goodley 2018 : 7-8)。

以上のように、Goodley においては、エイブリズムとはインターセクショナルな社会的理想としての「人間」とその「他者」の構築、それに関わる一連の言説的・実践的展開を指す。それがさまざまなカテゴリーにおける優位化/劣位化、規範化/逸脱化に関わるものであるからこそ、この議論は「セックス、ジェンダー、クィア、ディス/アビリティ、反資本主義、労働者階級の労働組合、反レイシズム、市民権」(Goodley 2017 : 57) などの問題に関わるさまざまなマイノリティがエイブリズム批判において連帯する契機をもたらすという。

Goodley がとくに念頭に置くのは近年のネオリベラリズムの展開である。「フレキシビリティ、臨時雇用化、労働準備性、生産性」に特徴づけられるネオリベラリズムは、エイブリズムが理想とする「順応性があり、自給自足的で、自律的な、働く個人」

(Goodley and Lawthom 2019 : 236) を要請する。エイブリズムはネオリベラリズムという物質的基盤のもとで盤石となる。両者の相互補完関係は「ネオリベララーエイブリズム (neoliberal-ableism)」(Goodley and Lawthom 2019 : 236) として概念化される。Goodley はネオリベララーエイブリズムのもとで理想化される人間観がきわめて狭く、「[他者化された] 多数派よりも [特権を有する] 少数派を祝福」するものであり、「人類の多種多様さをブルドーザーで押しつぶす」(Goodley, Lawthom and Runswick-Cole 2014 : 981) ようなものであるとし、そうして人々を分断していく動向をエイブリズムの視角から批判するのである。

上記の一連の議論から、エイブリズム論の基本的な視座を次のように整理できる。エイブリズムとは、障害 (✓健全) に限らずさまざまな社会的カテゴリーに関わり、規範/逸脱、正常/異常を二元的に構築し、その境界線 (✓) のもとで人々を分断するプロセスである。とりわけ現代社会においては、さまざまな (各カテゴリーに関わる個別の) 局面において規範化された諸要素はインターセクショナルに統合され、一つの社会的理想像へと収斂しており、その結果、理想を体現する「人間」とそうでない「非人間」との分断を生じさせている。「人間」概念がインターセクショナルな理想像であるからこそ、それぞれの局面においてそれぞれの仕方で排除されたマイノリティは、「狭い」理想から排除された者として、その「狭い」人間像に対して他のマイノリティとともに同一の視角から批判を提起することができる²⁾。

4. ネオリベラリズムの経験とエイブリズム批判

4-1. イギリスの経験

イギリスの社会政策は一般に、従来型の再分配パラダイムから社会的投資パラダイムへと変化し、それに伴い政策上の問題設定やそれと結びついた市民的規範も変化してきたとされる (田中 2016)。対して、ネオリベラリズム研究の視点からはこの展開は次のように読み解かれる。イギリスのネオリベラリズムは、1970年代のサッチャー保守党政権に象徴される規制緩和と解体的傾向を特徴とする「撤退 (roll-

back)」型から、1997年からのブレア労働党政権期以降における新たな規制改革と国家構築を特徴とする「展開 (roll-out)」型へと変化してきた (Peck and Tickell 2002)。サッチャー政権期からの展開では従来の福祉国家における社会権に基づく事後的補償としての社会的補償の削減がおもにみられてきたのに対して、ブレア政権期からの展開では「第三の道 (Third Way)」、 「福祉から就労へ (Welfare to Work)」のローガンに象徴されるように、社会的投資の観点からの予防的アプローチとして就労支援を軸とする福祉政策が実施されてきた。さらに、2010年からのキャメロン保守党・自民党連立政権は就労自立促進の路線のもとで「懲罰化」の傾向を強めるとともに、再び「撤退」的要素をも兼ね備えるようになった (二宮 2019)。サッチャーに始まりニューレイバーより本格化する一連の改革を特徴づけるのは福祉コンディショナリティ (福祉受給の条件づけ) の強化であり (阪野 2019)、それが前提にするのは「救済に値する／値しないの区別」 (鈴木 2019 : 21) のもとで人を判別する思想である。このような福祉コンディショナリティの強化のなかで、福祉給付は従来のように当人の状況やニーズに基づいた「保護」から当人の「行動変容」を促すしくみへと変化してきており、その背景には「その社会が人びとにどのような市民であることを求めているのか」、つまり「シティズンシップの変容」が認められる (平野 2024)。ネオリベラリズム時代の新たなシティズンシップは、「自活と就労」の責任を果たすか、あるいはその意思があるとされた者のみを救済に値する「市民」とみなす状況を生じさせている (平野 2024 : 35)。

以上の整理に基づき、福祉コンディショナリティの強化を中心とする政策的・政治的変化がどのような論理によって推進され、誰を、どのように包摂／排除するものであったのかを問うことで、イギリスのネオリベラリズムの展開において誰が、どのように規範化／逸脱化されてきたのかを明らかにすることができると考えられる。

イギリスにおける福祉コンディショナリティ強化の傾向はサッチャー政権期の「ワークフェア (Workfare)」改革に端を発している。サッチャー政

権期に導入された「若年者訓練事業 (Youth Training Scheme)」や「地域就労事業 (Community Enterprise Programme)」といった一連の職業訓練プログラムは、プログラムへの参加を失業給付の受給要件とするものであり、雇用政策と福祉政策を連動させる契機として重要な意味をもった (阪野 2019 : 53)。また、次期メイジャー政権期に導入された「求職者手当 (Jobseeker's Allowance)」は、失業給付と所得補助を統合し、就労指導の対象となる失業者をその他の給付体系から制度的に分離することで就労義務性を強化するものとなった (二宮 2019 : 7)。

この枠組みを継承しつつ、福祉コンディショナリティを本格的に制度化したのがニューレイバーである。その中心的な政策として、就業困難者の雇用可能性を高めることを目的に、当初若年層を対象として導入され、後に対象拡大がなされた「ニューディール (New Deal)」は、一定期間失業状態にある者に対し、集中的な就労指導を受けること、それでも就労できなかった場合には4種類の就労・職業訓練のうちいずれかに参加することを義務づけ、これに従わない場合には失業給付停止のペナルティを課すなどするものである。こうした施策を通じて就労義務性を強化する一方で、ニューレイバーは一律の「全国最低賃金 (National Minimum Wage)」を導入し、「勤労世帯タックス・クレジット (Working Family Tax Credit)」をはじめとする各種の税額控除 (所得控除の枠組みをとりつつも課税最低限を下回る場合には給付が行われる仕組み) を採用することで、貧困層へ一定の再分配を行いつつ、その就労意欲を高める施策を実施している。失業問題への事後的対処としてワークフェアを推進したサッチャー政権とは異なり、ニューレイバーの一連の施策は、雇用の欠如による社会的排除に社会的投資による包摂をもって対処するための「社会統合主義」的アプローチとして積極的な視座のもとで行われた点で、福祉コンディショナリティをめぐる新たな社会的布置を形成する契機となった (阪野 2019 : 56)。

政権後期においてニューレイバーは、従来、就労困難層として就労要件を免除されてきたひとり親や障害者に対し、就労義務性を強化する施策を展開し

ている。ひとり親に対しては、所得補助の申請要件となる子どもの年齢を段階的に引き下げることで、就労すべきひとり親の範囲を拡大するなどしてきた。障害者に関しては、2008年に従来の「就労不能給付 (Incapacity Benefit)」に代えて「雇用・生活支援手当 (Employment and Support Allowance)」を新たに導入し、申請者に「労働能力評価 (Work Capability Assessment)」を課した。これは従来のように健康問題をめぐる観点ではなく、就労可能性の観点から受給を条件づける枠組みの形成を意味した (阪野 2019 : 55)。

ニューレイバーは、社会的排除への対抗戦略を積極的に打ち出しながらも、就労原則に基づいて「救済に値する／しない」者を区別する政治を着実に遂行してきた。その社会的包摂戦略は、社会的補償 (従来型の再分配) ではなく社会的投資 (就労自立促進) を強調するものであり、従来労働党の支持基盤となり、社会的補償を選好する傾向のある労働者階級から離れていくものでもあった (近藤 2021)。このことは、中間層の支持拡大を狙ったニューレイバーによる意図的な政治的判断の反映であり、それは自らの政治的利益を代表する政党を失った「置き去りにされた人々」 (今井 2019) としての労働者階級を生み出しもした。

2010年に始まるキャメロン政権は、ニューレイバーの枠組みを継承しつつ、それを強化した。福祉コンディショナリティとの関連で注目される制度が、2012年の福祉改革法に伴って導入された「ユニバーサル・クレジット (Universal Credit)」である。各種給付を一本化した当該制度は、従来の制度では設定されていた受給者の就労時間制限の撤廃や就労・求職活動の体系的な義務化、違反時の制裁の強化などを通じ、就労促進をより強化することで、「福祉依存 (Welfare Dependency)」 (Department for Work and Pension 2010 : 9) からの脱却を推し進めようとするものであった。

とりわけ障害者については、手当等の受給者数を制限しようとする姿勢が強く見られている。たとえば、2011年4月には「雇用・生活支援手当」の既存受給者に対する全国規模での再審査が実施され、そ

れまで就労不能と判定されてきた受給者に対し就労可能との判定が多数行われ、多くの障害者の生活に深刻な影響を及ぼした。またたとえば、介護または移動介助が必要な障害児者個人のための使途を限定しない手当である「障害者生活手当 (Disability Living Allowance)」に代えて2012年の福祉改革法に伴って導入された「個別自立手当 (Personal Independence Payment)」は、多くの障害者の収入を低下させるとともに、手当の受給者数を30%近く減少させるものであった (Equality and Human Rights Commission 2017 : 53)。

もともと、キャメロン政権期においては上記のような制度的な枠内での福祉コンディショナリティの強化が見られただけでなく、そもそも福祉サービス自体が量的に急激に縮小している点が非常に大きな問題とされる。増税ではなく公共支出の削減によって赤字財政を解消することを目指した緊縮財政政策 (austerity) は、対GDP比10%にまで増大した財政赤字を一国会期 (5年間) で解消することを目標に急激な変化をもたらした。地方自治体への財政支出の抑制とともに、教育や医療を例外として社会保障や福祉を含む公共サービスが主要なターゲットとなった。公共サービスの削減の目標額は5年間で357億ポンドとされ、これは2010年の公共サービス支出額の5分の1の削減に相当した (近藤 2015 : 23)。福祉予算のなかでは、高齢世代を対象とする年金については給付水準が比較的保障されたのに対して、稼働世代向けの給付についてはより厳しい削減が行われた (二宮 2019 : 9)。とくに、児童税額控除や住宅手当のように選別主義的で貧困層にとって恩恵の多い給付が主たる削減対象となる点で、逆進性を強めるものであった (近藤 2015 : 23-4)。

キャメロン政権は福祉供給を量的に急激に縮小するとともに、受給に際してのコンディショナリティを強化した³⁾。一連の改革は、貧困層、女性、人種的・民族的マイノリティ、子ども、ひとり親、および障害者に「もっとも大きな打撃 (The Hardest Hit)」を与えた (Office of the High Commissioner for Human Rights 2018)。この過程では、福祉受給者を「怠け者 (shirker)」などとみなし、「福祉依存」を公然と非難

する「道徳的アンダークラス言説」（二宮 2019 : 13-4）が政権内部にほぼ一貫して見られている。キャメロン政権においては「福祉に依存する怠け者と勤勉に働いてそれを支える納税者」の対比が語られ、「両者のあいだに不公平な関係が存在することが示唆されることで、前者に対する給付の削減やペナルティの強化が公平性になかった政策として正当化される」（二宮 2019 : 15）。これに呼応するように、メディア報道においても福祉受給者を「たかり屋（scrounger）」などと呼び、他者化・悪魔化する言説が展開された（鈴木 2018）。

以上のように、イギリスにおける近年のネオリベラリズムの展開では、人々の就労自立を規範化し、それを促進する枠組みが形成され、その背面では貧困層やひとり親、障害者をはじめとして「依存」的とみなされた人々を他者化し、非難し、そのケアを可能なかぎり縮小する政治が見られた。Goodley は、ネオリベラリズムにおいては「自分自身をケアし、教育し、統治する個々の市民の自己責任に基づく自律性」（Goodley 2014 : 62）が人々に要求されていると指摘するが、こうした自律性はまさに先に見た就労自立の主体に求められる能力である。そこに伴われる「個人は自分自身（とその家族）の面倒を自分で見られる」という想定は「エイブリズムの論理と結びついた世界観」（Goodley 2021 : 86）であり、それができないとみなされた者の逸脱化と排除に帰結するのである。

4-2. エイブリズムとしての問題化

ネオリベラリズムにおける規範化／逸脱化の展開について、近藤の指摘は示唆に富む。いわく、イギリスのネオリベラリズム改革は、すべての国民に一律に関わるとされる医療や教育を重視する普遍主義的志向、社会保障の受給者を一部の貧困層等に限定するという選別主義的志向、およびその背景をなす就労原則というイギリス福祉国家の原則を維持するものであり、近年の展開は就労義務の強化を伴いつつこの選別主義的な社会保障制度を縮小するものであった（近藤 2015）。これを踏まえれば、現代における規範的／逸脱的な市民像は基本的に

は従来のそれを踏襲しているものの、ネオリベラリズムの展開のなかで「自活と就労」の規範から逸脱したとみなされる人々への眼差しが懲罰的なものと化し、排除の動向が激化したことで、実質的にシティズンシップの変容がもたらされたといえるだろう。この逸脱者の位置から社会に問題提起をするにあたって、なぜ CDS においてエイブリズム論が求められたのか。

まず、障害者の権利擁護という従来のかつ直接的な主張が支持調達上の困難に突き当たっていたことが考えられる。財政に関する「危機論」によって正当化された就労自立の言説を背景に、政権内外で障害者に対する「福祉依存」者との非難が広がり、福祉受給者に対する否定的な考えが一般市民にも浸透するなか（阪野 2019 : 57-9）、障害者へのケアの充実を訴える声が（必要なことにもかかわらず）受け入れられにくいことは想像に難くない。この点で、障害とケアをめぐる政治的言説には支持調達上有効な戦略が求められたと考えられる。

その際、重要になるのが包摂の批判という観点である。ニューレイバーの社会的包摂アプローチを例にとれば、社会的に排除された人々の自立を支援することで包摂を実現するという考えは、「自律的、自己統治的、自己充足的でありたくない人がいるだろうか」（Goodley and Lawthom 2019 : 247）と Goodley も述べるように、「それができるに越したことはない」ものとして、ある種の正当性ないし「もっともらしさ」を備えている。その意味で、包摂をめぐる考えは反論の容易でない論理である。包摂の論理の問題点は「ネオリベラリズム的寛容」（Goodley, Lawthom and Runswick-Cole 2014 : 981 ; 辰己 2022a : 128）の概念によって示される。すなわち、包摂という方策のもとで迎え入れる準備があることが表面上は示されつつも、既存の抑圧的・排除的な体制は揺るがずに維持され、その体制のもとで「救済に値する」（体制に順応できる）とみなされた者のみが包摂されるという状況である。ネオリベラリズム的寛容に基づく包摂施策のもとでは、障害者は「自分には本当に障害がある（つまり福祉に依存している）ことを示すか、自分は労働（競争的、攻撃的、

不安定、低賃金で (...) 福祉給付の削減を伴う) への準備ができていと強調するか」(Goodley 2014 : 10) という困難な二者択一を迫られる。このように支配的な価値体系における排他的なカテゴリーへの順応か、劣位化やスティグマ化、あるいは極端なケースにおいては文字通りに死を受け入れるか、という二者択一を迫る点にこそ、エイブリズムの問題の核心がある。仮に自らが「救済に値する」人になったとしても、他の誰かはそうみなされず、排除されるかもしれない。このことは個人の水準にとどまらず、マイノリティ集団の水準にも当てはまる。もし障害者が全体として「救済に値する」とみなされ包摂されたとしても、たとえば同様に抑圧されてきたひとり親が「救済に値しない」とみなされ続けるとしたら、そしてそのようにみなすことを正当化するならば、それは障害者自身を苦しめてきた論理を永續させることにつながるのである⁴⁾。それゆえ、ネオリベラリズム的寛容に基づく包摂/排除の政治に批判的に対峙するには、包摂という方策自体の批判、より正確には包摂先となる領域の「狭さ」を問題化する言説が必要になる。

この地点で、障害とケアをめぐる理論的立場としてエイブリズム論が求められることになったと考えられる。それは第一に、障害者というマイノリティの政治における支持調達上の困難を解消する手がかりとなりうる。イギリスのネオリベラリズムにおいては「自分自身(とその家族)の面倒を自分で見られる」という想定が規範的な市民像の内実を占めているが、貧困層やひとり親、障害者などのマイノリティはそれぞれの事情からそれができない状況に一同様に一置かれている。個別の権利擁護が困難な状況下で、ネオリベラリズム的寛容の陥穽に陥らずに、その政治的利益を主張し、権利保障を実現するためには、分断された人々をつなぎ直すような多数派形成の論理が必要であった。エイブリズム論は、包摂先となる規範それ自体をさまざまなマイノリティの抑圧・排除に関わるものとして問題化することで、インターセクショナルな連帯を可能にする視座を提供するものとして必要とされたのである。

第二に、就労自立という規範、そこへの包摂方策を批判するにあたっては、その「もっともらしさ」を動揺させることが必要であり、そのためには規範それ自体を問題化するエイブリズム論の視座が必要であった。Goodley は、ネオリベラリズムにおいて就労自立を求める市場的な世界観とその基盤となる身体的・精神的な健全性という理想があたかも所与のものであるかのように「自然化」(Goodley 2014 : 29) されていると述べている。そして、その「自然さ」の虚構性を暴露し、「個々の人に対して人間の地位を与えたり拒んだりする身体と精神の基準を拒否しなければならない」(Goodley and Lawthorn 2019 : 246) と説く。もっともらしく正当化・価値化されたものが多くの人々の支持を調達している状況下で、当の正当化・価値化されたものそれ自体の不自然さを際立たせることができるような言説としてエイブリズム論が必要とされたのである。エイブリズム論は、人々を人間/非人間へと分断する規範/逸脱の境界線がそれ自体構築されたものであることを明らかにすることで、既存のルール設定の自明性を動揺させる。その際、障害者のみならず他のマイノリティにも関わるものとして人間/非人間の分断を問題化する視座は、先述のように単純に数としての政治的な力を形成することにつながるにとどまらず、既存のルール設定の不当性をより際立たせ、いわゆる「普通の(規範的)イギリス市民」に関する既存の理解がきわめて「狭い」ことを十分な説得力をもって問題化することにもつながるものである。それはあたかも、貧困・格差が拡大するなかごく少数の富裕層が富の大半を所有していることを問題化した「ウォール街を占拠せよ(Occupy Wall Street)」運動における「私たちが99%だ(We are the 99%)」の構図のように、人々をつなぎ直すことで「[他者化された]多数派よりも[特権を有する]少数派を祝福」するようなルール設定自体に問題を提起する試みだといえよう⁵⁾。

5. 結論

イギリスの経験から見てきたのは、CDS のエイ

ブリズム論が、ある者を救済・包摂に値するとし、別の者をそうではないとして排除することで人々を分断していく諸力、その現実的諸条件に対する厳然たる批判として提起されてきたことである。この問題化の視角を重視するならば、エイブリズム論は、能力主義論と呼ぶべき視角よりも、むしろ市民としてのメンバーシップたるシティズンシップをめぐる議論（岡部 2019）と親和的なものと考えられる。この考えは理論的検討に基づいてエイブリズム論を二元的カテゴリーの構築と関わる議論と捉えた先行研究の見解を支持するものであり、当該視角から日本におけるエイブリズム研究を発展させる足がかりになると思われる。

また、多様なマイノリティに関わるものとして規範を問題化するその視角は、政治的多数派形成の戦略であるにとどまらず、規範の「不自然さ」を際立たせ、説得力をもってそれを動揺させる意味合いのあるものであった。桜井（2016）は、日本の市民運動が個別にテーマ化された権利を守る運動へと拡散する一方で個々の問題の背景にある共通の社会的課題を問題化する視角が後景化してきたことを指摘しているが、上記の視角は規範自体に焦点化するものとして、このような「共通の課題」を前景化させる意義を有しているといえるだろう。

なお、本稿では Goodley の議論を軸にエイブリズム論の基本的な問題視角を描き出すことを重視したことから、「強制的な健全性（Compulsory Able-Bodiedness）」（McRuer 2006）などの関連概念の十分な検討や、他の論者による発展的な議論の検討を行うことができなかった。今後の課題としたい。

付記

本研究は北海道社会福祉学会研究助成事業（2023年度）の研究成果である。また、本研究の一部は日本社会福祉学会第 72 回秋季大会での発表内容をもとにしている。

注

1) 本研究は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程および研究倫理規程にもとづく研究ガイ

ドラインを遵守している。

- 2) アメリカにおける Disability Justice の提起、その際に念頭に置かれるエイブリズムも内容的に重なるものである（田中 2022）。
- 3) 一連の政策の帰結については「制裁措置の拡大と厳格化が受給者の就労を促進しないまま、給付からの離脱と、結果的に社会的排除を促している」（阪野 2019 : 63）と指摘される。とくに障害者への影響について詳述した代表的なものとして Ryan（2020）の著作がある。
- 4) 実際、Goodley はイギリスの EU 離脱（Brexit）がそのような展開の結果として生じたと論じている（Goodley and Lawthom 2019）。
- 5) ただし、エイブリズム論に即していえば、Goodley は逸脱者として排除された人々のみならず規範的な市民自身もエイブリズムによる苦難を経験していることに言及している（Goodley and Lawthom 2019 : 236）。その意味で、理論上の「敵」は「特権を有する人々」ではなく、人々の分断を生じさせる「社会」である。

文献

- Campbell, F. K. (2009) *Contours of Ableism: The Production of Disability and Aabledness*, Palgrave Macmillan.
- Department for Work and Pension (2010) *21st Century Welfare* (https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7b1231e5274a34770e938d/21st-century-welfare_1_1_.pdf, 2024.11.27).
- Equality and Human Rights Commission (2017) *Being disabled in Britain: A journey less equal*, Equality and Human Rights Commission (https://www.equalityhumanrights.com/sites/default/files/2021/being-disabled-in-britain_0.pdf, 2024.11.27).
- Goodley, D. (2014) *Dis/ability Studies: Theorising disablism and ableism*, Routledge.
- Goodley, D. (2017) *Disability Studies: An Interdisciplinary Introduction (2nd)*, SAGE.
- Goodley, D. (2018) The Dis/ability Complex, *Journal of Diversity and Gender Studies*, 5(1), 5-22.

- Goodley, D. (2021) *Disability and other human questions*, Emerald Publishing Limited. (=2024, 石島健太郎訳『障害から考える人間の問い』現代書館)
- Goodley, D., Lawthom, R. and Runswick-Cole, K. (2014) Dis/ability and austerity: beyond work and slow death, *Disability and Society*, 29(6), 980-4.
- Goodley, D. and Lawthom, R. (2019) Critical disability studies, Brexit and Trump: a time of neoliberal-ableism, *Rethinking History*, 23(2), 233-51.
- 平野寛弥(2024)「福祉給付の厳格化と市民の『責任』の変容に関する予備的検討—W. Brown の議論を手がかりに」『上智大学社会福祉研究』48, 27-38.
- 今井貴子 (2019) 「成熟社会への掣肘—イギリスのEU 離脱をめぐる政治社会」『年報政治学』70(2), 58-83.
- 石島健太郎 (2015) 「障害学の存立基盤—反優生思想と健全主義批判の比較から」『現代社会学理論研究』9, 41-53.
- 近藤康史 (2015) 「キャメロン政権下のイギリス福祉国家—緊縮財政と『大きな社会』」『生活協同組合研究』469, 22-9.
- 近藤康史 (2021) 「イギリス福祉国家の社会的投資への展開と政党間対立」『日英教育研究フォーラム』25, 7-14.
- McRuer, R. (2006) *Crip Theory: Cultural signs of queerness and disability*, New York University Press.
- 二宮元 (2019) 「緊縮期のワークフェア改革—ニューレイバーからキャメロンへ」『大原社会問題研究所雑誌』733, 3-18.
- Office of the High Commissioner for Human Rights (2018) Statement on Visit to the United Kingdom, by Professor Philip Alston, United Nations Special Rapporteur on extreme poverty and human rights (https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Poverty/EOM_GB_16Nov2018.pdf, 2024.11.27).
- 岡部耕典 (2019) 「『障害者』と／のシティズンシップ—排除と周辺化の構造とメカニズム」『福祉社会学研究』16, 55-71.
- Peck, J. and Tickell, A. (2002) Neoliberalizing Space, *Antipode*, 34, 380-404.
- Ryan, F. (2020) *Crippled: Austerity and the demonization of disabled people(2nd)*, Verso.
- 阪野智一 (2019) 「イギリスにおける福祉コンディショナリティの展開と影響」『日本労働研究雑誌』61(12), 52-66.
- 桜井智恵子 (2016) 「『支援』という包摂—自己責任への主体化」『at プラス』30, 156-65.
- 志田圭将 (2024) 「エイブリズム論の展開とその理論的位置—批判的エイブリズム研究を手がかりに」『日本社会福祉学会第72回秋季大会報告要旨集』(日本福祉大学), 229-30.
- 鈴木宗徳 (2018) 「イギリスの大衆メディアにおける貧困報道—連立政権下の福祉改革への影響を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』719, 71-85.
- 鈴木宗徳 (2019) 「福祉ショービニズムとコンディショナリティ—イギリス連立政権期の政策と世論をめぐる」『大原社会問題研究所雑誌』733, 19-27.
- 竹内章郎 (2020) 『いのちと平等をめぐる13章—優生思想の克服のために』生活思想社.
- 田中恵美子 (2020) 「2019年度学界回顧と展望 障害児・者福祉部門」『社会福祉学』61(3), 190-200.
- 田中耕一郎 (2024) 「障害から始まるが、障害では終わらない—批判的障害学によって拓かれ、繋がる領野」障害学会20周年記念事業実行委員会編『障害学研究20 障害学の展開—理論・経験・政治』明石書店, 30-52.
- 田中みゆき (2022) 「ニューヨークの芸術における障害とアクセシビリティの現在」『artscape』(https://artscape.jp/report/curator/10180354_1634.html, 2024.11.22) .
- 田中拓道 (2016) 「承認論の射程—社会政策の新たなパラダイム」田中拓道編『承認—社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局, 5-35.
- 辰己一輝 (2021) 「2000年代以後の障害学における理論的展開／転回—『言葉』と『物』, あるいは『理論』と『実践』の狭間で」『共生学ジャーナル』5, 22-48.
- 辰己一輝 (2022a) 「交差点へとアクセスする—障害者を〈抹消〉する物語に抗して」『現代思想』50(5),

124-33.

辰己一輝 (2022b) 『社会モデル』以後の現代障害学
における『新たな関係の理論』の探究『思想』1176,
46-64.

Wolbring, G. (2008) The Politics of Ableism, *Development*,
51(2), 252-8.

ケガレ論をもとにしたひきこもり現象の解釈

Interpretation of the Social Withdrawal Phenomenon Based on “Kegare” Theory

牧田 俊樹（北星学園大学 社会福祉学部 非常勤講師）

要旨

ひきこもりが一般に語られ出してきた。しかし、ひきこもりはもっと多様な解釈を受け入れる現象なのではないか。先行研究において、ケガレ（ケ枯れ、穢れ）という観点からひきこもりを解釈したものは皆無と言ってよい。そこで本稿は、ケガレ論を背景にひきこもり現象を新たに解釈すること、そこからひきこもりの向かう先を示唆することを目的とする。結果、本稿では、ひきこもり現象を、まずケ枯れ状態から回復するためになされる籠りに相当すると解釈した。そのうえで、ひきこもりをリミナルな状態として捉え、穢れには相当しないが、ケガレ論を応用し、その向かう先を示唆した。中でもひきこもりの向かう先として重要と考えられるのは、無秩序に目をむけること、そして、そこから既存の社会秩序を再構成することであった。

Key Words : ひきこもり, ケガレ, リミナリティ, 秩序, 無秩序

I. 問題意識と目的

ひきこもりが一般に語られ出してきた。ひきこもり経験者（ひきこもっている／いた人）、親や兄弟、ジャーナリスト、研究者等様々な人がひきこもりについて語る。しかし語り手はいて、それぞれが尊重すべき語りであるが、バリエーションが少ないように思われる。ひきこもりはもっと多様な解釈を受け入れる現象なのではないか。近年のひきこもり現象を理論的に解釈した論考に焦点を当てると、対人関係に主眼を置き、それを個人、家族、社会という3つのシステムに分け、その悪循環としてひきこもりを描き出したもの（斎藤 2020）、対人関係や就労をゴールとするひきこもり支援を疑問視し、存在論的不安を手掛かりとしてひきこもりの向かう先を論じたもの（石川 2007）、ひきこもり経験者、家族、行政等にとってのひきこもり経験について社会的に考察したもの（関水 2016）、ハイデガー、ダント、大澤真幸等の論考を参照しながらひきこもりについて実存論的解釈をしたもの（木村 2021）、ひきこも

り経験を現象学的に解釈したもの（小田切 2022）等がある。しかし、上述したものに、ケガレ論からひきこもりを解釈したものは見られない。

そこで、まず、ケガレという社会福祉学で扱われることが稀な概念について、その研究史を本稿と関連のある範囲で簡潔に説明する。その際、ケガレ論を大きく民俗学のもの、文化人類学のものに分けることは理解の手助けとなるであろう。日本民俗学のケガレ論は、波平と桜井の議論から始まった（新谷 2007 : 114）。それ以前は、柳田によって日本常民の生活律を、ハレとケ、つまり聖・俗の二項対立の原理で捉えることができるというのが通説であった（桜井 1982 ; 桜井 1984）。この聖・俗の二項対立はデュルケムに由来するものであり、波平はこれを踏まえ、ケガレ概念を導入することにより、ハレ・ケ・ケガレという三つの概念の間の三つの相互対置を分析概念として、日本の村落の民間信仰の構造を明らかにした（波平 1974 ; 桜井 1984）。一方桜井は、「ケ・ケガレ・ハレの三極構造」（桜井 2001）

を提唱し、この三極が対置・対立ではなく「融通自在な、相互転換性」を有しているとし、波平に反論したのである。この桜井説を独自に発展させたのが宮田である（宮田 2012）。また伊藤もハレとケの「相互転換性」の原理を提示し、波平の対置・対立に反論した（伊藤 1990）。それに対して、菌田はデュルケムの二元論は伊藤のものに矛盾しないと述べ、聖俗二元論の擁護をしている（菌田 1977）。次に文化人類学のケガレ論は、ヘネップが通過儀礼について論じる際に使用したりミナリティという概念（後にターナー等によって発展させられる（Turner = 1976））を用い（Genep = 2012）、汚穢としてのケガレを探究したダグラスの理論を中心として展開される（新谷 2007 : 115）。ダグラスは、その理論によって、多様な民族の祭式や儀礼の構造を明らかにし、宇宙論的考察まで行っている（Douglas = 2009）。なお、ここで記述したケ・ケガレ・ハレやリミナリティは、多義的なものであり、それが使用されている文脈から分離して提示することは困難であるため、本文中でその都度示すこととする。

ではなぜ、ケガレ論からひきこもりを解釈するのか。そのわけは、ひきこもり経験者にとって有用なひきこもりの語りのバリエーションを増やすことに加え（そのことによってひきこもり経験者は自らに適した語りをより多くの選択肢から選択することができる）、上記の桜井およびその周辺の議論が、ひきこもりの原因の一つと考えられる「疲労」・「エネルギーの枯渇」を、ダグラスの議論がひきこもりという「リミナルな状態」（どっちつかずの状態）を的確に説明し、その向かう先を示唆することができるからである。

このような問題意識のもと、本稿は、ケガレ論を背景にひきこもり現象を新たに解釈すること、そして、そこからひきこもりの向かう先を示唆することを目的とする。

方法は、ケガレに関する文献とひきこもりに関する文献、特にひきこもり経験者の手記との照らし合わせを行い、ケガレとひきこもりの関連性をあぶりだし、論を展開するというものである。

本稿の意義である。まず学術的意義は、ケガレ論をもとにしてひきこもり解釈を展開した論考はこれまでみられないため、ひきこもり研究に新たな視点を加えることとなる。ダグラスのケガレ論から導き出される結論は、一見すると社会構築主義的アプローチからのそれと類似しており、独自性はないと思われるかもしれない。しかし類似の結論に至ったとしても、本稿の結論の一部は、これまで試みられたことのないダグラスのケガレ論を構成する言語体系から導き出されたもので、全く同一の結論に至ることはあり得ず、実際それを導き出すプロセスには独自性があると言える。そしてこれと関連するが、実践的な意義は、ケガレという観点からひきこもりを排除する既存の社会の体系的秩序に疑いを向け、ひきこもりが一つの生のあり方として認められる社会を再構成するための足場を築くことにある。この再構成は、社会構築主義も含めたさまざまなアプローチから社会の帰責性を執拗に問うことでなされるものであり、本稿のケガレ論からのひきこもり解釈は、その再構成の一助となることができると考える。

最後に本稿は、ひきこもりを、主に家で、就労を含む「社会的活動」をせずに、一定期間（時折外出する場合も含む）他者と関わらず（特定の他者だけの関わり、不特定多数の他者との一時的関わりは除外する）、こもっている状態という緩やかな定義を用いる。というのもひきこもりが定義できない曖昧さをもっているということこそが、ケガレとの関係を論じる上で不可欠であり、またそれ故にひきこもりの向かう先を示唆することができるからである。加えて「ケガレ」は広く「ケ枯レ」、「穢れ」を含むものとする。

なお、本稿のケガレ論をもとにした記述はひきこもり現象全般を解釈するものではなく、その一部を解釈する可能性を有する記述であることは明示しておく。

II. 分析

1. ケ枯レから回復するためにひきこもる

(1) 疲労・エネルギーの枯渇としてのケガレ

ひきこもり経験者は、なぜひきこもるのか。そのわけは多様である。一つの論考でそれらを網羅することは困難であろう。そこで本節では、その中の一つと考えられるエネルギーの枯渇、疲労に焦点を当てる。ひきこもり経験者の聞は、ひきこもりに至る過程を以下のように描写している。

学校や家庭の環境に適応するだけで精一杯だった。いつも何かが起き続けて、用意され続けてきた。自分はその一つ一つに対処して、しのぐだけで手一杯だった……そしてやがて限界がきた……疲れたともいえる。絶望したともいえる。事態に手がつけられなくなったともいえる。自分を抑える限界を超したともいえる……誰とも会う気力もなく、何かをする意欲もない、ただひたすらエネルギーが溜まるのをじっと待つしかなかった。身動きすれば漏れだし、消費も激しいからだ。気がつけば、周囲からひきこもりと言われる状態であった。(聞 2005 : 115, 傍点筆者)

ひきこもり論において、上記の疲労やエネルギーの枯渇という点は、意外なほど看過されているように思われる。対人関係(斎藤 2020)やカテゴリー論(石川 2007)、実存的不安等(木村 2021 ; 石川 2007)から解釈されるひきこもり論はあるが、気やエネルギーの衰退となると、そこに焦点を当て掘り下げた理論研究はあまりみられない。しかし、ケガレ論を参照すると、気の枯渇とひきこもりは他の要素抜きで単純に結びつくようなものではないことがわかる。これを明らかにするために、ケガレと気・エネルギーの枯渇がどのような関係にあるかをみていく。

一般的にケガレというと汚いものが感染するというイメージを持つのではないだろうか。しかし桜井は、ケガレとは本来「ケ枯(渴・涸)れ」であったのではないかと推測する。そして、「ケ」を「気」、農業生産を可能ならしめるエネルギー源としての気、稲を成長させたり実らせたりする根源的な霊力

であったとみるのである(桜井 1982)。この「気」について、宮田は、気は人間の生命力の源泉に当たるものであり、人間の体内を巡っていて、それが滞ると、気の力が衰弱すると述べ、そのような状態を「気離れ」と呼称している(宮田 2012 : 53)。一方でケとは、日常性または日常態を示す言葉でもある。日常態のケの持続には、ダイナミックなきわめて多量のエネルギーを必要とする。つまり気が必要なのである。そしてそのエネルギー源、気の確保ないし補強のために「ハレ」という行事が必要とされる。ここでいうハレとは、ケの日常性を持続させる目的を意図して設けられるものであり、共同体の日常生活から隔離された物忌・精進もまたハレの場である。では、ケのエネルギーを減退させる要因、つまりケ枯(渴・涸・離)れる要因は何であろうか。桜井は二つ挙げる。一つは、日常の労働や生活の持続からくる自然的衰退であり、もう一つは禍厄や病魔、災害の襲来によってもたらせられる不時の減退要因である(桜井 1982)。

日常態であり同時に気であるケは、日常態維持のために絶えずエネルギーを使うため、日常生活の持続によりケ枯(渴・涸・離)レ(以下まとめてケ枯レ)てくるのである。一方で、不時の災厄もまたケ枯レをもたらす。このようなケが枯れてきて日常的活動を十分になしえない状況では、日常生活がフルに機能しない。そこからケに活力を提供するハレの賦活儀礼が企てられるのである。結果、ハレ行事の施行によってケの活力が充足すると、ケは従前のごとく働き、再び日常態の持続が可能となる。そしてこの循環が続けられる(桜井 1982)。

このケガレの桜井説をみると、ひきこもり現象の輪郭が浮かび上がってくる。先ほどの聞の記述を参照しながらケガレと関連付けてみると、まず、学校や家庭環境という日常生活を維持していくためには、絶えずエネルギーを使う。例えば、それは外界への過敏性故かもしれないし、過度の負担を強いてくる劣悪な環境のためであるかもしれない。関水の調査協力者の不登校・ひきこもり経験者である C さんもまた、教室に「いたくないというか、いられ

なかった」ことを振り返り、「ほんとうに、エンジンというかエネルギーが持たなくなっちゃう」と表現している（関水 2016 : 342）。これは、石川の調査協力者であるひきこもり経験者の C さんのように「もう、疲れちゃって、限界だっとなっちゃって」（石川 2007 : 111）というような簡潔な言い回しによって表現される場合もある。一方で、徐々に衰退していくのではなく、突然何らかの出来事をきっかけにひきこもってしまう場合も考えられる。それは友人の裏切りや、ある種の屈辱的な出来事、または当人にしかわからない事情であるかも知れない。その場合は、その何らかの出来事が不時の減退要因として働き、ケ枯レてしまう。どちらの場合にせよ、ケ枯レた状態では、「気力」も「意欲」もわからず、結果として日常生活は機能しなくなる。そこで気を賦活するハレ空間が求められる。桜井によるとハレ空間には、共同体の日常生活から隔離された物忌・精進も含まれるのであった。実際、ひきこもりは聞によって「世界から遮断された生活」と表現されている（聞 2005 : 21）。社会からのつながりを断ち、隔離された家・部屋にこもることでハレ空間を現出させ、気を充足し、日常態に戻ろうとする。これは「ただひたすらエネルギーが溜まるのをじっと待つしかなかった、身動きすれば漏れ出し、消費も激しいからだ」という言葉に表れているように思われる。これを踏まえると、ケ枯レによるひきこもりは、日常誰に起こってもおかしくはない事態と想定できる。ひとまず、桜井説をもとにひきこもりとケ枯レの関連を考察すると、このような全体像がみえてくる。

一方で、『消耗』と『枯れ』とは質を異にする。『消耗』の場合、減ることであり後からいくらでも消失した部分を継ぎ足すことは可能である。しかし、『枯れ』の場合、そこには完全な『死』のイメージがつきまとう。『枯れ』と『消耗』は、次元を異にする言葉であり、前者を後方で説明することは難しい」（近藤 1997 : 253）という近藤による見解もある。しかしこれは、「通過儀礼を考察する場合、常に『死と再生』を念頭に置く必要がある」

（近藤 1997 : 254）と言っているように、主に通過儀礼を射程としたものであり、本稿は後述するが通過儀礼としてのひきこもりを論じたものではない。したがって、日常の労働や生活の持続からくる自然的衰退によるひきこもりについての考察を可能にする桜井説を採用する。ではなぜこのような齟齬が生じたのだろうか。おそらく自らの理論を導き出した、もしくは適用した現象の相違のためではないだろうか。桜井は、「年中行事とくに祭礼を念頭」（近藤 1997 : 254）においた。それに対し、近藤は誕生・婚姻・葬送という「通過儀礼に即してその（桜井説の）有効性を検証」したのである。（近藤 1997 : 254, カッコ内筆者）。しかし、本稿は気枯れがそれに関するあらゆる現象を解釈できるグランドセオリーとは考えておらず、扱う現象ごとに、用いるセオリーを使い分ける必要があると考えるものである。

（2）籠りとひきこもり

「忌む」とは、「忌避する」ことである。ハレの場である「祭り」に関して、菌田は「祭りに当たっては俗なる状態が強くケ枯レと意識されるからこそ、特に俗を忌んで籠り（忌籠り）、心身の俗性をケガレとして積極的に祓い清める（斎戒）過程が要請される」（菌田 1977 : 88）と述べている。また、忌籠りが祭りの準備段階で、日常的な存在秩序の延長線上、即ちケ軸の線上にあり、その最終段階では、ケなる日常的地平において最もケ枯レた状態に極まるとも述べる（菌田 1977 : 89）。つまり菌田の論において、忌籠りはケガレの故になされるが、それはハレの場への移行の準備段階であり、最終的には最もケ枯レた状態になると解釈されるのである。「このような状態が続けば、やがて疲れ果ててエネルギーも枯渇する。そうなったら気絶して寝る。起きたらまた繰り返す。こうして一日一日が過ぎ去っていった」（聞 2005 : 29）。聞がこのように述べるのは、潜在的にハレの場の現出を求め忌籠りをするが、いまだそれは叶わず、ケという日常的な地平で最もケ枯レた状態へと向かっていると解釈することが

できるのではないだろうか。これは次の記述にも表れているように思われる。「なんとか力を取り戻そうと、身も心も引き締めてボルテージを高めようとしても、体中のすきまからエネルギーが流出していく。力が湧かないのではなく、湧いた力が溜まらずに流れ出すのだ」(聞 2005 : 37)。すると、ひきこもりは忌籠りに相当し、忌籠りそのものはハレの場ではなく、ハレの場の現出の準備段階であると解するのが適当ではないだろうか。ケ枯レからケへと回復しようと、ケ枯レながらひきこもることによって、ハレ空間に至ろうとしているのである。ケ枯レからケへ立ち戻るには、ハレ軸なる異次元の非凡な存在秩序を構成しなければならない(藺田 1977 : 90)。

しかし、一般的な住居に異次元のハレ空間は現出するのだろうか。藺田は述べる。「民家という普段は俗なる居住空間も、ケ軸という存在秩序に拠るからこそ俗なる生活空間なのであって、祭りが来てハレ軸なる存在秩序が働けば、民家は浄化するだけで神聖な祭場」(藺田 1977 : 90) となり得る。すなわち一般的な居住空間でも祭りが来ればハレの場は現出するのである。

しかし結論から言うと、ひきこもりにおいて、ハレの場はいつまでも現出しない。祭りは行われず、ひきこもりの場は、ハレの場にはならない。聞はひきこもってからの日常が落ち着いて来たと思われたときを振り返り、次のように述べている。「回復してきた兆しかも知れないが、実情は回復とはほど遠く、むしろ様態が変化しただけ、別の問題状態に移行しただけのような感じであった。ではどのような新しい問題が生じてきたかという、認識の激変であった。今まで、自然でありきたりの出来事だったことがすべて不自然で特殊なことのように思えてきたのである。日常のあらゆる物事が別世界の出来事のように感じられてしまうようになった」(聞 2005 : 33)。この記述は一見すると、「認識の激変」、「自然でありきたりの出来事だったことがすべて不自然で特殊なことのように」、「別世界の出来事のように」などから、ハレ空間の現出と思われるかも

しれない。しかし、これはあくまで別世界の出来事の「ように」なのである。ハレ空間の現出による日常態への回復ではなく、「実情は回復とはほど遠く」だったのである。したがってこの別世界は日常の次元の延長にすぎないと捉えることができそうである。これをより詳しくみていく。

「祭りは一般に非日常的世界の象徴的行為といわれている」(伊藤 1990 : 58)。祭りは、ハレの場であり、伊藤によるとそれは、「超日常的世界」と「反日常的世界」に分けることができる。前者においては、日常生活を規制する世俗的秩序が極度に凝集し、その規範が一段と強化される。これを「祭儀」と呼ぶ。後者においては、その逆に、世俗的秩序が拡散され、その規範がなしくずしにされると同時に、世俗的秩序が裏返しにされ、別の秩序が新たに生成される。これを「祝祭」と呼ぶ。超日常的世界に参加するうえで、人びとは心身をきよめるために精進潔斎をする忌籠りをし、これは祭儀の必要条件である。一方で、反日常的世界に参加するうえでも、一般の人びとから隔離し、一定の期間日常生活を離れて過ごすことを義務付けられる(伊藤 1990)。これらの「忌籠り」、「離れて過ごす」ことは上でみたようにひきこもりに相当すると解釈できるであろう。そのうえで、先の藺田とは異なる指摘がなされる。

忌籠りによって……浄と不浄の分離が積極的におしすすめられる。そして不浄がすっかり排除されて、浄化した段階で超自然的存在と交流する資格が獲得される。したがって、忌籠りの期間とその場所は、浄と不浄の境界状況ということになる。祭儀に参加するのは、こうした境界状況に積極的に身を置くことによって浄化を完了させ、超自然的存在とのコミュニケーションをはかる。日常的世界から超日常的世界への移行は、こうした忌籠りという境界状況を媒介することによって達成される。(伊藤 1990 : 65)

これは、反日常世界についても言えることであ

る。なぜなら両者は「その構造のうえではさしたる違いがない」（伊藤 1990：65）からである。それよりもここで重要なのは、忌籠りや離れて過ごすことが、浄と不浄の「境界状況」だということである。ここでいう浄はハレに置き換えて問題ない。一方、不浄は一般的に穢れとするのが適当であるが、「インピュアー（不浄）なケガレというものと……生命のエネルギーが枯れた状態のケガレ（ケ枯レ）というものは、確かにつながるのではないだろうか」（桜井ほか 1984：53，カッコ内筆者）という仮説を採用すると、ケ枯レに置き換えても差し支えないと考える。どちらにしてもひきこもりが境界状況であることに変わりはないのである。人々から離れて籠っている状態は、ハレへの移行もなされず、かといってケ枯レのみで説明することもできぬ中途半端な状態なのである。これをひきこもりに当てはめると、先のひきこもりがケという日常的地平で最もケ枯れた状態へと向かっているという解釈は再構成される必要がある。

まず、ひきこもりがハレの場の現出の準備段階ということに変わりはない。しかしそれは日常の次元の延長とはいえず、ハレともケ枯レともつかぬ境界状況なのである（ただし、この境界状況から自然にハレ空間への移行はなされないであろう。そこには何らかの儀式が必要と考える）。すると先にみた聞の「認識の激変」、「自然でありきたりの出来事だったことがすべて不自然で特殊なことように」、「別世界の出来事のように」等の記述は、やはりハレ空間を仄めかし、一方で、ハレ空間は現出せず、「実情は回復とはほど遠」い、ケ枯れた状態でもあると解釈することができる。先の解釈では、ハレ空間の不在にのみ焦点を当て、ハレ空間の仄めかしを単純に切り捨ててしまったという点で、こちらの解釈には劣る。そして、ここで新たに導入されたひきこもりという境界状況こそ、後述する浄・不浄を絡めたカテゴリー論に大きく影響するのである。

ではなぜ、ひきこもり空間はそのままハレ空間へ移行できないのであろうか。桜井は、日常生活による自然的衰退としてのケ枯れは、「疲労が原因と

なるから、マツリや行事日を設けて再生を図ることができる」（桜井 1982：256）と言う。マツリや行事日は伊藤の超日常的世界の象徴的行為に相当するであろう。伊藤によると、超日常的世界の象徴的行為である祭儀は、「厳粛な雰囲気の中で、一定の形式にもとづいて整然とおこなわれる」（伊藤 1990：58）。一方で、不時の減退要因によるケ枯れは、「尋常の手段でケへ復帰することがむずかしい。呪術を駆使する特別な宗教職能者に依頼して除去排除をはかる」（桜井 1982：256）必要があることを述べる。これは反日常的世界の象徴的行為に相当するであろう。反日常的世界の象徴的行為である祝祭は、「喧噪な状況のもとで形式にとらわれることなくおこなわれる」（伊藤 1990：58）。その典型的なものとして、乱痴気騒ぎとか無礼講などが挙げられる（伊藤 1990：58）。前者に関しては、籠りは準備段階であり、そこに至るためには、またその後の祭りにおいても、匿名ではいられず、密に人と関わらなければならないであろう。実際、祭りは身体的同調を伴う参加が要求されると考える。後者に関しても、乱痴気騒ぎや無礼講という状況に参加が求められるのである。多くの場合、社会参加を断っているひきこもり経験者にとってこのような祭儀や祝祭は、避けるべき社会参加に他ならないのではないだろうか。そして当然であるが、当人の意向を考慮せず、祭儀や祝祭が強制されることはあってはならない。したがってひきこもりという境界状況がハレ空間に移行することは想定しづらい。するとハレ空間の訪れないひきこもりの向かう先は、祭儀や祝祭ではない。しかし、祭儀や祝祭がひきこもりと接点を持たないわけではない。その目的こそがひきこもりの向かう先の手がかりとなるのである。

2. ひきこもりという境界状況

(1) リミナルな状態としてのひきこもり

本節ではひきこもり現象をリミナリティという観点から考察していく。リミナリティとは、ヘネップが通過儀礼について論じる際に使用した概念である。通過儀礼とは、分離儀礼、過渡儀礼、統合儀礼

で構成され、過渡儀礼が境界上、つまりリミナリティとして表現される (Genep=2012 : 23). これを踏まえた上で、ターナーはリミナリティ (境界性) について「境界にある人間 (“敷居の人たち”）」 (Turner=1976 : 126) と表現する。

しかし、ヘネップやターナーが論じるリミナリティは、以下で論じるダグラスらのリミナリティとは少々異なる。前者のものは、主にある状態から別な状態に儀礼的に移行する過渡期に置かれた存在に関わるもので、後者はそのような過渡期を主眼としたものではない。実際、ターナー自身も双方は区別される必要があることを述べている (Turner 1967 : 97). 本稿で議論するひきこもり現象も、子どもから大人への過渡期と位置付けることは可能かもしれないが、ひきこもり経験者の多くが、ヘネップやターナーが論じるように、過渡期における儀礼を適切に行えば、社会に統合されるようなものではないと思われるため、本稿では過渡期におけるリミナルな存在としてのひきこもり経験者については論じない。

では、ダグラスのリミナリティはどのように描写されるのだろうか。ダグラスは、リミナリティを、曖昧さ、異例なものという語を用いて表現し、「汚物 (dirt) への反応は曖昧なるもの、または異例なるものへの反応と連続している」 (Douglas = 2009 : 38) と述べる。ここでいう汚物とは、ダグラスの論旨から不浄や穢れと同義と捉えて構わない。つまり、リミナルなものへの反応は、不浄や穢れへの反応と通じているということである。言い換えると「感染に関する観念は、なるほどその原因を迎れば異例なるものへの反応に到達する」のである。しかしリミナルなものはなぜ穢れとされるのであろうか。端的に言う。「曖昧なるものは、甚だしい脅威を与えるように思われることがある」 (Douglas = 2009 : 12) ためである。「既定の分類原理を危うくする挑戦は、それが害悪を生むというある種の理論によって抑制される」 (Douglas = 2009 : 13). というのも「明確な限定と明晰な概念とを希求するのは人間性の一部」 (Douglas = 2009 : 363) だからである。要するに、リミナルなものは、既定の分類秩序

に当てはまらず、それ故体系的秩序が侵犯されるといふ不安を惹起するために、穢れによる感染の危険という観念を用いて排除がなされるのである。「秩序づけとは、その秩序にとって不適当な要素を排除することであるが、そのかぎりにおいて、汚れとは事物の体系的秩序づけと分類との副産物なのである」 (Douglas = 2009 : 103).

では、このダグラスのリミナルな存在とひきこもりはどのような関係にあるのだろうか。ひきこもり経験者のAが用いる比喩は、ひきこもりがリミナリティであることを的確にとらえている。「ひきこもりってちょうどサナギのような気がしていて……無理に出すとグチャグチャした中身が出てきてしまう」 (二宮ほか 2000 : 43). ひきこもりとはイモムシでもなければ蝶でもないその中間状態・境界状態であり、つまりリミナルな存在なのである。また、ひきこもり経験者の野田は自らを「境界線上に立つ者」 (野田 2017 : 53) とし、以下のような記述をする。

名づけることやカテゴライズすること、名前のある状態は、確かに安心だ……整然としていて、効率的でもある。ひるがえして言えば、不登校やひきこもり状態にある人は、みんなが名札を付けてあるいているなかで、自分だけが名札のない状態を生きなければならない、と言えるのではないだろうか。つまり、「何者であるか」という保証がない。 (野田 2017 : 50)

この記述は、ひきこもる者やひきこもりという状態が既定の分類原理に当てはまらず、名前のないリミナルな状態に置かれていることを意味していると解釈できる。彼女ら／彼らを分類秩序の外に置いているのはもちろん既存の社会であり、ときにそれを内面化しているひきこもり経験者でもある。このカテゴライズされない不安については、ひきこもり経験者の勝山も述べるところである。

ひきこもりの居心地の悪さというか、不安

感のひとつに肩書がないというのがあります。無職という言い方とはちょっと違うんです。なにせ働けない、もしくは働きたくないのだから。無職というのは働く気はあるけれど、仕事が見つからない人でしょ。ボクにはそんな人は偉人に見えます。とても無職を名乗るなんておこがましい。(勝山 2001 : 111)

勝山は既存の社会の分類秩序において無職でもなく、かといつて職を有しているわけでもないリミナルな存在として、肩書のなさという表現で、ひきこもりの居心地の悪さを述べている。ひきこもりという存在は、このように無職と有職だけでなく、既存の社会秩序の中で、さまざまな境界に位置している。病と健康、内と外(ひきこもり空間は、一般的な意味での内でもなく、もちろん外でもない独特の空間として認識されている)、ケ枯レとハレの狭間で、社会からそしてときに社会の価値観を反映させた己からリミナルで、曖昧で、異例な存在として認識されているのである。

ここにおいて、前節で論じたケ枯レと穢れの接続が可能になるように思われる。先述したように、ケ枯レによるひきこもりは、ハレともケ枯レともつかぬどっちつかずの境界状況であった。ケ枯レから回復するためにある者はひきこもる。しかし、祭儀も祝祭もなされないひきこもり空間にハレ空間は現出しない。したがって、気は賦活されず、ひきこもりは続く。ところが、まさにそのひきこもりという境界状況、リミナルな状況、そしてそこに位置する存在こそが、上記でダグラスが言ったように、社会における既存の分類秩序を侵犯するため、危険視され、穢れの名のもと社会のマジョリティから排除されるのである。ケ枯レから回復するためにひきこもったにもかかわらず、かえってそのことがひきこもりという境界状況を作り出し、体系的秩序を侵犯し、ひきこもりは穢れとみなされてしまう。この矛盾こそが、ひきこもり論においてケ枯レと穢れを接合するように思われるのである。

(2) ひきこもりは穢れではない

では、ひきこもりは、実際、排除されているのだろうか。これについては 1999 年末から立て続けに起きた新潟、京都、佐賀の事件がひきこもりと結び付けられ、その後、人々の間でひきこもりが犯罪の温床であるかのようなイメージが形成され、ひきこもりが社会にとって害悪とみなされるようになったこと(石川 2007 : 61)を想起すればわかるであろう。また例え犯罪の温床とまでは言わずとも、「怠惰」、「甘え」などのラベルを貼ることによって、ひきこもり経験者は、日々メインストリームから社会の周縁へと排除されているのである。

とは言うものの、ひきこもりが穢れとみなされ、感染の対象として忌避される事態はみられるだろうか。結論から言うと、ひきこもりは穢れではなく、先に提言したようなかたちでケ枯レと穢れは接合しない。なぜならリミナルなものすべてが穢れとして認識されるわけではなく、したがって感染の対象となるわけではないからである。では、穢れを規定する際に、重要な要素は何であろうか。関根は、ある等式を提示する。「〈境界性(場違いなこと)〉 + 〈死にゆくことの隠喩〉(他界性の突出) = 〈ケガレ〉」(関根 1995 : 27)である。そして以下のように述べる。「ケガレを適切に定義するには……境界性(変則性)という超越的視点を隠し持った一般的规定にとどまらずに、『死に引き込まれるような』ないし『死にゆくような』感覚の認知が存在している」(関根 1995 : 28)。つまり、リミナルなものが穢れとされるには、「死」(他界性の突出)が必要なのである。ひきこもりにこの「死にゆくことの隠喩」はみられるだろうか。むしろひきこもりは、ケ枯レの観点からすると、回復を意図してなされた行為ではなかったか。また、小谷は差別に関して「ケガレ意識に関わる部分と、規範意識にかかわる部分の共存」を「差別の二重性」とし、これを念頭に入れることを訴えている。ここでいう「規範意識に関わる部分」では罪との連関が言われるが、ひきこもりに関して言えば「伝染するものとしての穢れの観念」(小谷 1999 : 45)ではなく、「規範意識に関わる部

分」がひきこもりの周縁化に重要な役目を果たしていると考えられる。それは上記でみたひきこもりと犯罪が結び付けられたことを思い出せば納得がいくであろう。ひきこもりは、リミナリティであるが故に、既存の体系的秩序を侵犯する。それは秩序を希求する人間性のため危険とみなされる。しかし、そこに死という他界性はないため（社会はひきこもりに『死』をみないため）、ケガレとしてではなく、ときに罪と連関させられ、規範に対する違反として排除されるのである。（これまで秩序と規範をほぼ同義に用いている箇所があったが、ここにおいて、そして以下、あらためて、秩序と規範は区別され、体系的秩序に違反したリミナルな存在が、規範に対する違反として排除されるという図式が成立する）。こう解釈するとひきこもり（の一部）はリミナリティではあるが穢れではなく、あくまでケガレを回復するための籠りであり、感染の対象とされない理由がわかるであろう。

3. ひきこもりの向かう先

(1) 社会秩序への適応・新たな位置の獲得・無秩序の直視

ひきこもりはケガレに対する籠りであって、穢れではない。しかし、穢れ論が役に立たないというわけではない。その根にリミナリティがある以上、何らかの示唆を得ることは可能である。以下では、ダグラスの穢れ論を参照しつつ、ひきこもりに対して社会および個人がどのように向き合っていくか、その向かう先を考察する。排除というかたちではないひきこもりが向かう先には、大きく三つあると考える。

一つ目は、既存の社会秩序に適うよう自らを変容させることである。例えば、それは社会が求める形で就労することや、「病者」など既存の категорияに自らを適合させていくことである。これは社会にとっては、何ら痛痒を感じない途であろう。それどころか曖昧なものを秩序内に回収するという意味では、既存の秩序を強化することにもなり得る。一方で、ひきこもり経験者にとっては、葛藤を伴い得

るものである。これは、ひきこもりというリミナルな存在を消去するという意味では、社会的排除と捉えることも可能であるが、個人の取る戦略としては否定できない。

二つ目は、当初社会が設けた「ひきこもり」という曖昧なカテゴリーを利用し、既存の体系的秩序の中に新しく自らの位置を獲得することである。社会側にとっては、当初曖昧であったひきこもりというカテゴリーを、体系的秩序の中に明確に位置づけることによって、その曖昧さを消失させることになる（これはリミナルなものを消失させるけれども、新たなカテゴリーを受容するという点では排除とだけ言い切ることはできない）。個人としては、さまざまな戦略を展開するうえで、「ひきこもり」カテゴリーに属することとなる。その一つとして、新たな所属の獲得によるリミナリティの消去がある。これは定義できないリミナルな存在であることをやめるという点では、一つ目と同じであるが、新たなカテゴリーとしてという点で異なる。例えば、ひきこもり経験者の二宮は『ひきこもり』という言葉聞いたとき、『ああ、僕はここに所属できる』と安心しました。それまで自分の属せる場所がなかったから、何かに所属していると相手が納得するんですよ』（二宮 2000 : 23）と述べている。これは石川のいう「失ってしまった『肩書』に代わるものとして、『ひきこもり』という言葉を受け止めた」と言えるであろう（石川 2007 : 120）。また一つには、「ひきこもり」という語彙を選択することは、現在の状況を打破する戦略でもあり得る。関水の調査協力者のBさんは、「自分なりの選択肢として『ひきこもり』という言葉を選び、『ひきこもり』支援につながっていった」（関水 2016 : 52）。「ひきこもり」カテゴリーの選択は、同じカテゴリーに属するものとして自助団体、それを支援する団体につながるという現状打破の手段としても有効に機能する。関は自助団体について「私は、自助グループという本人だけの集団の中で、安らぎを得、他人を信頼し、平静な自分を取り戻し、新たな活動エネルギーを手にした」（関 2005 : 3）と述べている。さらに一つには、

関水の調査協力者の D さんのように、ひきこもりを、本人ではなく、社会の側を変える必要性を含意するものとして捉え、選択するというものもある（関水 2016 : 92）。社会によってひきこもらされたひきこもりという位置を、既存の体系的秩序の中に新たに築くのである。このように多様な意図や戦略のもと、ひきこもりというカテゴリーは、葛藤を伴いながら引き受けられる。ひきこもりという社会が当初設けたカテゴリーは、ひきこもり経験者によって変容させられ、社会に自らの位置を定めるために使用されるのである。

最後は、世界がそして生が無秩序であることを直視することである。ひきこもりというリミナルな存在・状況を規範に対する違反として排除するのは、人工的な体系的秩序である。ひきこもりは、無秩序からそれを素材として形成された秩序において、ある意味偶然に、リミナルな存在と位置付けられてしまった。ひきこもり経験者である野田は、『何者であるか』という問いに、確固たる答えが存在しない領域がある（野田 2017 : 51）と述べ、自らのひきこもり経験を「一方的な名づけに対する違和感の表明」（野田 2017 : 51）と捉える。そのうえで、「名づけの段階でそぎ落とされていってしまうもの」、「名前にできないくらい、わりづらかったり、複雑であるもの」、「名づけからこぼれ落ちた『名状しがたきもの』たちのほうに、目を奪われる。いとしいと思うし、うつくしいと思う」（野田 2017 : 51）のである。ここでいう『何者であるか』という問いに、確固たる答えが存在しない領域とは、「混沌たる無秩序」の領域ではないだろうか。そして秩序形成の段階でそぎ落とされた「名状しがたき」無秩序を、いとしいと思うのではないのか。野田は続けて、名前のない領域を手放さず引き受けしていくこと、そこで自分をごまかさず、えんえん答えの出ない問いと向き合い続けることを覚悟する（野田 2017 : 52）。これは、自らをリミナルな存在とした体系的秩序の源である無秩序に目を向け、そこで問い続けるということではないだろうか。野田は名づけ以前の無秩序に目を向ける。そしてそこに留まる

うとする。これは石川の「〈実存的疑問〉に直面せざるをえなくなっているという意味で、存在論的不安の渦中にある」人と捉えることができるであろう（石川 2007 : 239）。ここで石川がいう「実存的疑問」とは、「通常であれば隠蔽されているが、何らかの危機に晒されたときに剥き出しになる」ようなもので、例えば、「はたして自分は生きていくのか。生きるのだとすれば、どう生きるのか」などの問いとして現れる。そして、「実存的問題を常に直視し、答えを与えられないでいるということ」が存在論的不安なのである（石川 2007 : 219）。存在論的不安は自らの生や世界の混沌とした無秩序に目を向けさせる。だが、無秩序の直視はその後どこに向かうのだろうか。一つは、不安を抱えたまま、実存的疑問に対して、「それらに答えることなど不可能だし、その必要もない」（石川 2007 : 219）と、そのまま無秩序に目を向け続けることである。ひきこもり続けるというあり方もその中の一つであろう。それは、「〈回復〉の内容を問い直すと同時に、“どこかに〈回復〉と呼べる地点がある”という認識枠組みそのものを解体する」（石川 2007 : 237）ことに他ならない。

（2） 既存の秩序の再構成

常は無秩序を直視し、不安の渦中にいる。そのようなことは可能なのだろうか。覚悟を持ってそこに留まることができる人もいるであろう。しかしそれが困難な場合はどうしたらよいであろうか。また、社会の側からみると、その全ての成員が無秩序を直視することは考え難く、仮にそれが実現したとしても秩序なき社会の弊害は計り知れない。そうするとこれは主に個人単位でなされるものであり、秩序を構築した社会側に変容を促すものとは言えない。木村はハイデガーの「不安」概念を用いて、それは先の存在論的不安に相当するであろうが、不安は現存在が現存在自身に向けて呼びかけるために、世界の意味・規範を無意義化できたとしても、それだけでは意味・規範の再構成は困難であると述べる。そして共有された意味を再構成するには、「他者の介入」

が必要であるとする。なぜなら意味・規範は他者の「否定」を介して形成・習得されるものだからである。例えば、「働くのが普通だ」（働いていない自分（ひきこもり）はだめだ）という理解は、他者に会い否定されることで、「普通は働くが、働いていない人もいる」（働いていない自分（ひきこもり）も存在してよい）という理解に訂正されるのである（木村 2021）。彼女ら／彼らはいったん意味・規範（木村の言う規範は本稿の秩序に相当すると考える）を無意義化、換言するならば無秩序に向き合ったうえで、他者との関わりを通して、秩序を再構成するのである（もちろんここでの他者は、生者でなくても構わない。それは書物の中に現れてもいいし、絵画の中に現れてもいい）。ひきこもり経験者の聞は言う。

巧妙な自己破壊のトリックから抜け出すには、今までの生き方、価値観、認識を見直し、自分を破壊する働きのある部分は切り落とし、自分をこの世に活かす部分だけを選び、そして足りない部分を補って自分を再構成していかなければならない……自分を破壊するカラクリに気づき、そこから脱するための自分再構成の作業は、集中して自分と向き合える、安全な場の中でこそ可能になることなのだ。そしてそういう場を手にしたひきこもる者は、元の状態に回復するのではなく、自分のために自分をつかみ取り、新しく再構成し、ニューバージョンの自分を創造していくのである。（聞 2005 : 117）

聞はひきこもり空間の中で、無秩序に留まるのではなく、秩序の再構成へと向かうのである。そして秩序の再構成は、他者と関係することでなされるため、否応なく社会秩序に揺さぶりをかける。本稿は、そこにひきこもりを排除しない社会秩序の再構成の契機をみるのである。それは「ひきこもることが当事者にとって生き方を編み直す契機になっているのと同じように、個々人の生き方や社会のあり様

を見直し、再編成していく契機として『ひきこもり』を位置付けること」（石川 2007 : 244）である。

ただし、常に不安を感じながら答えのない問いを引き受けひきこもり空間で無秩序を直視し続けることと、そこから他者を介入させ社会秩序を再構成することの双方に優劣はない。ただ、後者は他者を巻き込むことで否応なく社会を関与させ（個人と社会が明確に分けられない地平で）、既存の体系的秩序を再構成することができるという点でより開かれていると言えるだけである。

本節を締めくくるにあたり、この無秩序を基盤とした二つの方向を、ケ枯レ論に戻って考察してみる。第一節の終わりにこのようなことを述べた。祭儀や祝祭がひきこもりと接点を持たないわけではない。その目的がひきこもりの向かう先の手がかりとなるのである。これはどういうことだったのか。ひきこもり経験者は、ケ枯レから回復するためにひきこもるが、祭儀や祝祭は行われずハレ空間は現出しないのであった。そして、祭儀の目的は神聖な秩序を強化すること、祝祭の目的は破壊行為を通して日常性を突破し、別の新たな秩序を生成することであった（藪田 1977 : 93 ; 伊藤 1990）。前者は既存の秩序を強化するため、ひきこもりの向かう先としては適切ではない（したがって、先述したように日常生活による自然的衰退としてのケ枯レには、こちらが有効とされるが、ひきこもりの場合はこのケ枯レにも後者が有効であると思われる）。一方、後者は、秩序を破壊し、人々を無秩序に直面させ、秩序を再構成する。すると、ケ枯レの観点からも、祭りを通したハレ空間としてこそ実現しないが、その目的としての無秩序に目を向けることは、ケ枯レからの回復を考える上で重要となるのである。先に述べたようにひきこもり論においてケ枯レと穢れは直接結びつかない。しかしケ枯レ論と穢れ論双方は、ひきこもりというリミナリティを介して、秩序・無秩序により結びつくのである。

III. 結論

本稿の目的は、ケガレ論を背景にひきこもり現

象を新たに解釈すること，そこからひきこもりの向かう先を示唆することであった。結果，まずひきこもり現象は，ケガレ状態から回復するための籠りに相当すると解釈された。そのうえで，ひきこもりをリミナルな状態として記述し，穢れには相当しないが（一方でそれは規範に対する違反とはみなされる），穢れ論を応用して，その向かう先を示唆した。ひきこもりの向かう先として特に重要と考えられるのは，無秩序に目をむけること，ならびに，そこから既存の社会秩序を再構成することであった。もちろん無秩序に目を向けることを言うのは簡単である。しかし実際それに向き合うことはひどく困難であろう。さらにそこから他者を巻き込んで既存の社会秩序を再構成するとなると気の遠くなるような話である。しかし，本稿はひきこもり現象についての語りの一つに過ぎず，ひきこもり経験者が選択可能なものの一つという位置づけを超えるものではない。本稿の解釈は当然唯一の事実などではなく，ひきこもり経験者にとっての有用な語りであればよいのである。もし仮に本稿がそれに適うものであれば，そこから，個人と社会が交わりながら既存の社会秩序を再構成するきっかけとして働くことを願うものである。

課題として，本稿は，多くの理論研究で述べられるように，実際にひきこもり経験者の語りを収集してなされたものではないため，一つの語りとして有用かどうかを含めて，より実践的な方法のもとで展開される必要があるであろう。

付記 本論は，一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程ならびに日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを遵守した。

文献

Douglas, M. (2002) Purity and Danger : An Analysis of Concepts of Pollution and Taboo, Routledge. (= 2009,塚本利明訳『汚穢と禁忌』ちくま学芸文庫.)
 Genep, A., V. (1909) Les Rites de Passage : Etude Systématique des Cérémonies, Librairie

Critique. (=2012 綾部恒雄・綾部裕子訳『通貨儀礼』岩波文庫.)
 石川良子 (2007) 『ひきこもりの〈ゴール〉——「就労」でも「対人関係」でもなく』青弓社.
 伊藤幹司 (1990) 「非日常の世界再考」『民俗学研究所紀要』14, 29-86.
 勝山 実 (2001) 『ひきこもりカレンダー』文春ネスコ.
 木村史人 (2021) 「ひきこもりについての実存論的解釈」『立正大学文学部研究紀要』37, 49-100.
 近藤直也 (1997) 『ケガレとしての花嫁——異界交流論序説 [普及版]』鉾脈社.
 小谷汪之 (1999) 『ケガレと規範——賤民差別の歴史的文脈』明石書店.
 宮田 登 (2012) 『はじめての民俗学——怖さはどこからくるのか』ちくま学芸文庫.
 聞風坊 (2005) 『こもって，よし！——ひきこもる僕，自立する私』鉾脈社.
 波平恵美子 (1974) 「日本民間信仰とその構造」『民俗学研究』38(4), 230-256.
 二宮英輔・A・鍋谷一樹・かこ姐・岩田紀美子+永富奈津恵「私たちがしゃべりはじめないとね」スタジオ・ポット編『ひきこもり [知る語る考える] NO.1』ポット出版, 12-47.
 野田彩花・山下耕平 (2017) 『名前のない生きづらさ』子どもの風出版会.
 小田切健太郎 (2022) 「原事実性と疎外——ひきこもり経験の現象学的解釈」『現象学と社会科学』5, 107-122.
 斎藤 環 (2020) 『改訂版社会的ひきこもり』PHP新書.
 桜井徳太郎 (1982) 『日本民俗宗教論』春秋社.
 桜井徳太郎 (1984) 「ケガレ論再考」『宗教研究』57(4), 77-79
 桜井徳太郎 (2001) 「講演 ケ・ケガレ・ハレの三極構造——柳田学の発展的継承」『伊那民族研究』10, 2-14.
 桜井徳太郎・谷川健一・坪井洋文・宮田登・波平恵美子 (1984) 『共同討議 ハレ・ケ・ケガレ』青

- 土社.
- 関水徹平 (2016) 『「ひきこもり」経験の社会学』
左右社.
- 関根康正 (1995) 『ケガレの人類学——南インド・
ハリジャンの生活世界』 東京大学出版会.
- 新谷尚紀 (2007) 「赤不浄と黒不浄——忌み穢れ感
覚の希薄化」 関根康正・新谷尚紀編『排除する社
会・受容する社会』 吉川弘文館, 114-151.
- 藪田 稔 (1977) 「残響の彼方——神話の宗教学試
論」 藤田富雄編『講座宗教学第 4 卷 秘められた
意味』 東京大学出版, 76-186.
- Turner. V., W. (1967) The Forest OF Symbols :
Aspects of Ndembu Ritual, Cornell University Press.
- Turner. V., W. (1969) The Ritual Process : Structure
and Anti-Structure, Aldine Published. (=1976, 富
倉光雄訳『儀礼の過程』 思索社.)
- 上山和樹 (2001) 『「ひきこもり」だった僕から』
講談社.

**社会的養護下の子どもへの
リービングケアとアフターケアの課題と展望
：アフターケア事業所へのインタビュー調査からの示唆
Issues and Prospects of Leaving Care and Aftercare for Children in Alternative Care
：Insights from Interviews with Aftercare Service Providers**

**北海道医療大学 片山 寛信
札幌市教育委員会スクールソーシャルワーカー 田村 志帆**

要旨

児童養護施設等を措置解除された後の生活においては、様々な困難に直面することが明らかになっている。このような措置解除後の困難に対しては、アフターケアとして出身施設等が支援を実施している。近年、地域にあるアフターケア事業所が、社会的養護自立支援事業などを受託し支援の選択肢が拡がりつつある。一方、アフターケアで必要な支援は、施設等の措置中に実施するリービングケアにおける支援不足であることも考えられる。本研究は、6自治体のアフターケア事業所の相談員にインタビューを実施し、ケアリーバーの支援ニーズを踏まえた、施設等で必要なリービングケアについて示唆を得ることを目的とした。

ケアリーバーは、＜社会生活の不安定さ＞や＜生育歴に関する苦労＞を抱えつつ、＜援助要請行動の低さ＞があり、社会生活の中で困りごとや漠然とした不安を相談できず、プレッシャーを抱えて生活していることがわかった。施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援は、措置解除後の社会生活において、安定した生活を営めるよう、＜社会生活に必要なスキル＞が必要であることが挙げられた。一方で、措置中にすべてのスキルを身につけることは、当然できない。そのため、＜援助要請行動の最適化＞が必要である。これらの支援には、＜多職種連携＞が必要であり、スムーズな支援のために、＜アセスメントに基づいた自立支援＞が必要であることが示唆された。

キーワード：リービングケア・アフターケア・社会的養護・児童養護施設・アフターケア事業所

I. はじめに

児童養護施設や里親・ファミリーホームなどの社会的養護では、児童虐待などを理由に親子分離を必要とされた子どもが生活をしている。児童養護施設に入所している子どもの95.4%、里親委託されている子どもの86.1%、ファミリーホームに委託されている子どもの89.7%に、両親またはひとり親が存在している（こども家庭庁2024）。措置期間中には、家族再統合支援が実施されるが、「保護者のもとへ復帰」

できる見込みとされているのは、児童養護施設で26.1%、里親で11.8%、ファミリーホームで18.1%（こども家庭庁2024）である。この背景には、「入所児童の45.6%、とくに被虐待経験のある入所児童の68.8%の親にメンタルヘルスの問題」（松宮・井上2014）があり、保護者自身も貧困状態や、障がいを持っている（堀場2005）とされている。社会的養護を措置解除された者（以下、ケアリーバー）へのインタビュー調査では、家族からの金の無心や、児童養護施設入所時に貯金をした金銭の搾取、虐待加害者から

の関わりの強要など(片山 2018)があったとされている。つまり、社会的養護環境下で生活をしている子どもには、親が存在していたとしても、親も困難を抱えていることや、状況によっては新たな被害に遭う可能性も示唆されている。満 16 歳以上の個人を対象とした調査では、困った時に頼れる存在として、「家族・親族」が 95.8%となっている(内閣官房孤独・孤立対策担当室 2024)。一方で、社会的養護を措置解除された者(以下、ケアリーバー)が、困ったことがあったときの相談相手では親を選択する者は 20%であり(三菱 UFJ リサーチ&コンサル 2021)、このことからケアリーバーが、親を頼りにする難しさが伺える。

措置解除後の生活においては、職場の対人関係のトラブルや、経験不足を要因とした様々なアクシデント、被虐待経験など多様な困難に直面することが明らかになっている(三菱 UFJ リサーチ&コンサル 2021)。このような措置解除後の困難に対しては、アフターケアとして出身施設等が支援を行う。しかし、アフターケアを実施する児童養護施設等においては、ケアリーバーに必要な支援内容の複雑化や、施設職員の不足などの困難が先行研究で明らかにされている(伊藤 2011;宮田・田中 2013;櫻谷 2014)。また、ケアリーバーも出身施設等に対し相談をしたい気持ちを持ちつつ、出身施設の職員の多忙さや、措置解除後の施設体制の変化による疎外感などから、相談のしづらさがあることが示唆されている(片山 2018)。このことからケアリーバーは、社会的孤立に陥りやすい状況で生活を送っていることが考えられる。

このような状況を受け、「里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて 18 歳(措置延長の場合は 20 歳)到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助」(こども家庭庁 2023)する社会的養護自立支援事業が展開され、複数ある支援の一部はアフターケア事業所などに委託され実施されている。ただし、この事業を導入している地域と、導入していない地域があるなど地域差がある。

そこで本研究は、アフターケア事業所の相談員に

インタビューを実施し、ケアリーバーの支援ニーズを踏まえた、児童養護施設等で必要なリービングケアについて示唆を得ることを目的とする。

II. 方法

1. 研究対象者

本研究では、『アフターケア事業全国ネットワーク えんじゅ』のホームページに紹介されているアフターケア事業所の中から、社会的養護自立支援事業を自治体から受託していることを明記し、かつ「退所前からの支援」を実施している事業所に連絡をした。研究についてのインフォームドコンセントを実施。同意が得られた事業所において、管理者が指定した者を研究対象者とした。また研究対象者より紹介を受けた、E 事業所も研究対象とした。この事業所は支援者自身もケアリーバーであり、「退所前からの支援」を実施している事業所である。最終的に 6 自治体の事業所にインタビューが実施できた。

2. 調査実施期間

インタビューは 2021 年 5 月から 2021 年 12 月で実施した。

3. データ収集方法

インタビューは、研究対象者が実施している支援内容の語りが進められるよう、半構造化面接で実施した。インタビュー時間は、56 分から 66 分であった。

主なインタビュー項目は、主観的に感じるアフターケアにおける措置解除者(ケアリーバー)の支援ニーズと、支援ニーズから考える、施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援である。

インタビューは、研究対象者の同意を得て、IC レコーダー(V-873 OLYMPUS)に録音をし、録音されたデータから分析に用いる逐語録を作成し分析用データとした。

4. 倫理的配慮

研究対象者の安全と人権を最優先するため、十分な配慮と注意を払った。研究対象者には、文章及び口頭で研究目的、インタビューの方法、データの取り扱い、個人情報の管理保護、研究同意の撤回方法などを説明。同意が得られた方を対象とし同意書に署名を

得た。

本研究は、北海道医療大学看護福祉学研究科倫理審査委員会の承認（21N012011）を得て実施した。

5. 分析方法

得られたデータは、佐藤（2008）の事例・コード・マトリックスの手法を参考として分析を行った。具体的な手順は次のとおりである。分析には、MAXQDA Analytics Pro 2020 を使用した。①インタビューの音声データを何度も聞き込み、設問ごとの回答について逐語録を作成した。完成した逐語録に誤りがないか、音声データを聞き直し確認をした。②作成した逐語録を何度も読み返し、複数の研究者でコーディングを行なった。③コーディングしたセグメントを要約（サマリー）した。サマリー作成の際は、元の意味が変化していないか、複数の研究者で何度も確認しながらすすめた。④サマリーをカテゴリー分類し、マトリックス表に整理し、時間をおいて何度も見直し分析を行なった。

分析過程では、可能な限り妥当性・信頼性を確保するために、質的研究の経験がある複数の研究者、社会的養護経験者に対する支援経験のある専門資格を持つ者と検討した。

III. 結果

1. 基本情報

アフターケア事業の開始年度は、2008 年度からが最も早かった。年齢は35 歳から53 歳だった。性別は女性1 名、男性が5 名だった。E 事業所以外、他の事業所で継続支援計画の作成が実施されていた（表1）。

表1 デモグラフィックデータ

事業所	アフターケア事業の開始年	立地	年齢	戸籍上の性別	継続支援計画の立案
A	2018	都道府県	43	男性	○
B	2019	政令指定都市	52	女性	○
C	2018	都道府県	53	男性	○
D	2016	都道府県	35	男性	○
E	2008	政令指定都市	35	男性	-
F	2014	都道府県	41	男性	○

2. インタビュー結果

分析をした結果について、以下設問ごとに記す。なお、コードを【 】、カテゴリーを< >、サマリーを「 」で示す。

1) ケアラーバーの支援ニーズ

ここでいう支援ニーズとは、支援コーディネーターがアフターケアで関わるケアラーバーが抱える苦労や困難を指す。10 のコードが3 のカテゴリーに収斂された。

ケアラーバーは、生活の場、就労、金銭や契約など全般的に、<社会生活の不安定さ>を抱えている。さらに他にも、自分自身の生き立ちに関する不安、家族との関わり方などといった<生育歴に関する苦労>を抱えていることが示された。

一方で、ケアラーバーの<援助要請行動の低さ>が挙げられ、社会生活の中で困りごとや漠然とした不安を相談できず、プレッシャーを抱えて生活していることが挙げられた。

① <社会生活の不安定さ>（表2-1）

5 つのコードが<社会生活の不安定さ>に収斂された。

【金銭・契約トラブル】は、「年齢問わず金銭トラブルが発生している」状況である。「安易な契約をしまい、お金が返せなくなる」ことや「家賃滞納が多い」と示された。「金銭を管理した経験がなく、措置解除時にあった多額の貯金を短期間で無くしてしまう」ことや、「計画的に使用すること、貯金をすることが難しい」ことがあり、「金銭トラブルが深刻化している」場合もある。さらに、契約に関するトラブルは、本人自身のものだけではなく、「親の借金の影響を受け、本人が債務者になっている」場合もあることが挙げられた。

【契約に関わる保証人】がおらず、「誰に頼っていいのかわからない」ことから、「手続きが滞る」ことや、「引越しに苦労」がある。「親に頼りたくないのに、保証人になってくれる存在がいがないため、親に頼らざるを得ない」ことがあり、「それが非常に辛い」と感じているケアラーバーもいることが挙げられた。このような状況は、【住居確保の困難さ】にもつながっていく。

表2-1 ケアリーバーの支援ニーズ

カテゴリー	コード	サマリー
社会生活の不安定さ	【金銭・契約トラブル】	「親の借金の影響を受け、本人が債務者になっている」(A) 「金銭を管理した経験がなく、措置解除時にあった多額の貯金を短期間で無くしてしまう」(C)「計画的に使用すること、貯金をすることが難しい」(C)「金銭トラブルが深刻化している」(C)
		「年齢問わず金銭トラブルが発生している」(E)「安易な契約をしてしまい、お金が返せなくなる」(E)「家賃滞納が多い」(E)
	【契約に関わる保証人】	「親に頼りたくないのに、保証人になってくれる存在がいないため、親に頼らざるを得ない」(A)「それが非常に辛い」
		「誰に頼っていいのかわからない」(B) 「引越に苦労」(B)
		「手続きが滞る」(E)
	【住居確保の困難さ】	「住宅確保が難しい」(F)
	【不安定な就労】	「友人同士で相談をして、安易な転職を繰り返しがち」(C) 「就労が安定せず」(E)「自分の特性を抑えられていない」(E)「転退職を繰り返し」(E)
	【生活保護受給】	「転職を繰り返し」(E)
生育歴に関する苦勞	【生い立ちの整理不足】	「入所理由などが知らされておらず、知りたい気持ちと、知った時の不安とのジレンマに陥っている」(A)
		「生い立ちの整理ができていない」(B)「25歳までは情報公開されているが、それ以降は本人が自分の出自をたどり寄せる術がなくなってしまう可能性」(B)
	【家族との向き合い方】	「家族再統合支援ができていないまま」(B)「関係調整が不十分なままの措置解除で、不調になることがある」(B)「親からの過干渉や虐待再燃を疑うケースもある」(B)

さらに、「就労が安定せず」、「友人同士で相談をして、安易な転職を繰り返しがち」になるなど、【不安定な就労】といった苦勞がある。また、ケアリーバーが「自分の特性を抑えられていない」こともある。このような背景から「転退職を繰り返し」結果として【生活保護受給】が必要になる場合もあることが挙げられた。

② <生育歴に関する苦勞> (表2-1)

2つのコードが<生育歴に関する苦勞>に収斂された。

措置中充分に「生い立ちの整理ができていない」

ことがあり、「入所理由などが知らされておらず、知りたい気持ちと、知った時の不安とのジレンマに陥っている」。児童相談所の記録は、「25歳までは情報公開されているがそれ以降は、本人が自分の出自をたどり寄せる術がなくなってしまう可能性」があるなど【生い立ちの整理不足】が挙げられている。

また、「家族再統合支援ができていないまま」や、「関係調整が不十分なままの措置解除で、不調になることがある」など【家族との向き合い方】への苦勞が示された。中には「親からの過干渉や虐待再燃を疑うケースもある」状況が挙げられた。

表2-2 ケアラーの支援ニーズ

ハ 援 助 要 請 行 動 の 低 さ	【漠然とした不安とプレッシャー】	「言語化できない漠然としたプレッシャーと戦っている不安」(A)
		「漠然として不安を抱えて日々過ごしている、身体が凝り固まっている」(F)
	【変化する多様なニーズ】	「時期によって支援ニーズは変わってくる」(E)
	【相談をする力の弱さ】	「苦労が予想される場合でも、本人はその自覚がなく、自分ができる、やっと自由になれるという認識」(A)「相談ができる人から離れる関係になってしまう」(A)
		「援助要請の力と繋がる力弱い」(B)「措置解除後連絡が途絶える人が多い」(B)「施設にも外部の人間とも持てず繋がりが持てず、不幸なことに繋がるケースもある」(B)「繋がる力、相談する力は必要」(B)
		「困っていることを、言語化できない」(C)「寂しさを感じているが、自分がどうしたいのかが言語化できない」(C)
		「出身施設の職員に対し付度をし、相談をしないている」(D)「出身施設の職員には困っていることを言えない」(D)「進学した人ほど、困ったことを切り出せない人が多い」(D)
		「本人は『できる』と話をするが、実際はできないことが多く、できていないことを伝えると、不全感を示す」(E)
	【相談できる存在の不在】	「失敗した時にどのように立ち回り、誰に相談ができるのかわからない」(A)
	ⅴ	
		「孤独を感じないように、繋がれる場所」(C)「失敗や困った時に、適切な助言ができる相談場所が必要」(C)
		「施設職員でも、学校の教員でも、アフターケア事業所でも様々で良い」(D)「本人が相談したい時に相談できる存在が必要」(D)「相談できる時間に配慮が必要。9時から17時では相談に繋がりにくい」(D)
		「安心して失敗できる。失敗をした時に相談ができる場所が保障されて」(F)「頑張っていると認められる存在」(F)

③ <援助要請行動の低さ> (表2-2)

4つのコードが<援助要請行動の低さ>に収斂された。

ケアラーは「漠然とした不安を抱えて日々を過ごしている。身体が凝り固まっている」ことや「言語化できない漠然としたプレッシャーと戦っている不安」といった、【漠然とした不安とプレッシャー】の中で、社会生活を営んでいる。

ケアラーには、時期によって【変化する多様

なニーズ】があるため、伴走的な関わりが必要となる一方で、【相談をする力の弱さ】が示されている。「出身施設の職員に対し付度し、相談をしないている」、「出身施設の職員には困っていることを言えない」といった状況があり、「進学した人ほど、困ったことを切り出せない人が多い」とも示されている。

さらに、「困っていることを、言語化できない」、「寂しさを感じているが、自分がどうしたいのかが言語化できない」といった、自分の困難を言語化できない

場合もある。さらに、「本人は『できる』と話をしたが、実際はできないことが多く、できていないことを伝えると、不全感を示す」といったように、「苦労が予想される場合でも、本人はその自覚がなく、自分是可以する。やっと自由になれるという認識」があるなど、他者からの指摘に敏感になることがあり、「相談ができる人から離れる関係」になってしまう。「援助養成の力と繋がる力が弱い」ことや、「措置解除後連絡が途絶える人が多い」状況で、「施設にも外部の人間とも繋がりが持たず、不幸なことに繋がるケースもある」そのため、「繋がる力、相談する力は必要」であることが挙げられた。

ケアリーパー本人の相談をする力の弱さだけでなく、【相談できる存在の不在】も示された。相談をする力の弱いケアリーパーにとって、「安心して失敗できる。失敗をした時に相談ができる場所が保証されて」おらず、「頑張っていると認められる存在」がない。そのため、「失敗した時にどのように立ち回り、誰に相談ができるのかわからない」状況に陥る。

「孤独を感じないよう、繋がれる場所」や、「失敗や困った時に、適切な助言ができる相談場所が必要」であることが示された。

「措置中は、措置解除後にどのような困難があるのか想像の幅が少なく、誰に頼ればいいのかのイメージも持たない」本人が、「困った時に援助に繋がることが必要」であり、その存在は、「施設職員でも、学校の教員でも、アフターケア事業所でも様々で良い」ことが示された。「本人が相談したい時に相談できる存在が必要」なため、「相談できる時間に配慮が必要。9時から17時では相談に繋がりにくい」ことが挙げられた。

2) 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

12のコードが4のカテゴリーに収斂された。

アフターケアにおけるケアリーパーの支援ニーズを踏まえ、施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援として、＜アセスメントに基づいた自立支援＞が必要であることが挙げられた。また、措置解除後の社会生活において、安定した生活を営めるよう、＜社会生活に必要なスキル＞が必要であるこ

とが挙げられた。一方で、措置中にすべてのスキルを身につけることは、当然できない。そのため、＜援助要請行動の最適化＞が必要である。＜援助要請行動の最適化＞は、施設等だけで対応していくのではなく、＜多職種連携＞が必要であることが挙げられた。

① ＜アセスメントに基づいた自立支援＞(表3-1)

4つのコードが＜アセスメントに基づいた自立支援＞に収斂された。

ケアリーパーとの関わりを通し、【生い立ちの整理、本人特性の理解】が必要である。「措置解除後の家族との関わりには、本人のアイデンティティが関わってくる。」生い立ちの整理で「全てが解決はしないが、その人なりに収まることできる。」「なぜ施設に措置されたのか、家族の事情がどのような状況だったのか、理解できる範囲で伝えることが大切」である。また、「ライフストーリーワークを日々の中で積み重ねていく機会が必要」であり、これは「小規模化をしたとしても組み立てていくことが必要」で、【リービングケアの一定の標準化】が求められる。

また、家族との向き合い方の支援が必要であり、【広義の家族再統合支援】として、「児童相談所と施設とで役割分担の上対応する必要」がある。

これらを措置中に進めていくためには、「ことが起こってからのアフターケアではなく、予防的な支援が必要」であること、また「施設ごとに差が大きくなる」支援内容の改善や、「想い先行の支援から、標準化された支援へ転換」する、【退所後を見越した計画的な支援】が必要である。「小規模化され、日々の生活の良さはあるが、その前後の見立てが宙に浮いている。先を見据えたアセスメントが必要」であり、「施設における自立支援の目標を、18歳までではなく、それ以降の見立てが必要」とされた。

② ＜社会生活に必要なスキル＞(表3-1)

3つのコードが＜社会生活に必要なスキル＞に収斂された。

【生活スキル】を習得する支援が必要である。「ゴミの分別ができない結果、ゴミ屋敷になる」ことが少なくなく、「ゴミ出しに関するルールを教える必要」がある。また、「鍵をかける文化がないまま社会生活となって」いる。施設生活が安心できる環境だったか

表3-1 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

カテゴリー	コード	サマリー
△ △ △ △ △ △ △ △ △ △	【生い立ちの整理, 本人の特性の理解】	「ライフストーリーワークを日々の中で積み重ねていく機会が必要」(B) 「小規模化しても組み立てていくことが必要」(B)
	【広義の家族再統合支援】	「措置解除後の家族との関わりには, 本人のアイデンティティが関わってくる」(C) 「全てが解決はしないが, その人なりに収まることができる」(C) 「なぜ施設に措置されたのか, 家族の事情がどのような状況だったのか, 理解できる範囲で伝えることが大切」(C)
	【退所後を見越した計画的な支援】	「小規模化され, 日々の生活の良さはあるが, その前後の見立てが宙に浮いている, 先を見据えたアセスメントが必要」(B)
	【リービングケアの一定の標準化】	「施設ごとに差が大きすぎる」(A) 「施設における自立支援の目標を, 18歳までではなく, それ以降の見立てが必要」(F)
	【生活スキル】	「ゴミ出しに関するルールを教える必要がある」(A) 「生活の中で具体的に伝えられる, 見せられる, 参加できることがいい」(B) 「ゴミの分別が出来ない結果, ゴミ屋敷になる」「鍵をかける文化がないまま社会生活となって」(C) 「警戒心がない」(C) 「カップラーメンの残りをシンクにそのまま流し続け, アクシデントになること」(C) 「ゴミの分別や料理などは小規模出身の人はスキルがある」(C) 「買い物も, どこのお店が安いかなどの比較は, 小規模出身の人は意識が高い」(C) 「実際に身近で見る経験が必要」(C)
	【行政制度・契約に関する知識】	「年金や保険の手続きについて, その仕組みを教えておく必要がある」(A) 「光熱費の手続きや支払いなどわからないまま, そのままにしていることもある」(B) 「食事は作ることが出来なくても, 購入することができるが, 大きな契約を取ってしまうと解約が難しいこともある」(E) 「契約に関するルールを教えることが大事」(E)
	【金銭管理】	「1人暮らしをした時の金銭のイメージをつける必要がある」(A) 「貯金を持って措置解除されるが, 数ヶ月でなくなる」(B) 「難しいと思うが, 金銭を自分で管理する力を措置解除前につける必要」(C)

らか、「警戒心がない」まま社会生活を営んでいる。「カップラーメンの残りをシンクにそのまま流し続け、アクシデントになること」もある。小規模の施設で育ったケアリーバーは、「生活の中で具体的に伝えられる、見せられる、参加できることがいい」とされ、「ゴミの分別や料理などは小規模出身の人はスキルがある」、「買い物も、どこのお店が安いかなどの比較は、小規模出身の人は意識が高い」ことが示され、「実際に身近でみる経験が必要」であることが挙げられた。

【行政制度・契約に関する知識】を身につける支援が必要である。「光熱費の手続きや支払いなどわからないまま、そのままにしていることもある」状況。「食事は作ることができなくても、購入することができるが、大きな契約をとってしまうと解約が難しいこともある」ことから、「契約に関するルールを教えることが大事」であるとされた。年金や保険に未加入のまま生活をしているケースも少なくなく、「年金や保険の手続きについて、その仕組みを教える必要がある」ことが挙げられた。

【金銭管理】の経験が必要である。「難しいとは思いますが、金銭を自分で管理する力を措置解除前につける必要がある」。「貯金を持って措置解除されるが、数ヶ月でなくなる」ことが少なくなく、「1人暮らしをした時の金銭のイメージをつける必要がある」ことが示された。

③ <援助要請行動の最適化> (表3-2)

3つのコードが<援助要請行動の最適化>に収斂された。

「事前に伝えておくだけで吸収して、覚えてられる人ばかりではない。困った時に聞けるスキルが大切」、「スキルや方法論を磨くよりも、わからないことを教えて欲しいと相談できる力が必要」であるとし、リービングケアとして「信頼できる大人に相談ができる力を養う」、【相談ができる力の醸成】が示された。「頼ることが恥ずかしいことではないことを醸成する必要がある」が、そもそも、「困るということがどんなことかイメージできていない」ため、「必要に応じて代弁をするなどの機会をもち、相談できる力を醸成する必要がある」とされた。

このような、「相談できる力は、子どもが措置中にたくさん話を聞いてもらう経験」が必要であることが挙げられ、【子どもの話を聴く・話し合う機会】が示された。「暴言暴力の中で育ってきている子どもが、施設の中で大切にされる、話を聞いてもらえる機会を持つことが重要」であり、「子どもの意見を尊重しながら、大人も意見を伝え、一緒に考える機会が必要」であることが挙げられた。

また、【自己決定の機会と失敗・リカバリー体験】が必要であるとされた。「失敗を見込んで経験を措置中に実施」し、「失敗した後にどのように工夫できるかが大切」であり、「その失敗をどのくらい認められるか、本人が考える機会を持つことが必要」であることが示された。「安全基地があるうちに、探索行動ができていくことが大切」であり、「人を頼ることが悪いことではないこと、失敗しても良いことを理解できる支援」を重ねること。「失敗しないように、頑張りなさいいけないではなく、どのように調整してリスタートするのかを伝える支援」の必要性が示された。これらの実現には、「自己決定の機会を持つ」ことが必要で、施設の「ルールがあるからできないではなく、18歳より先を見越し、どうやったらできるのかを本人を主体と一緒に考える取り組みが必要」で、「失敗をする分成長は遅くなるかもしれないが、自分で選択する機会が大切」であることが挙げられた。

④ <多職種連携> (表3-3)

2つのコードが<多職種連携>に収斂された。リービングケアには、「施設として、地域との繋がりを作っていく」、【外部機関との連携】が必要である。ケアリーバーが必要とする支援に「具体的にどのような対応が適切なかの情報を他の機関に繋げる必要」があり、「それぞれの役割を理解して、課題解決に向けた対応が必要」である。例えば「法律がかかわることは、措置解除前から司法とも連携をしていく」など、「あらかじめ外部機関とケアリーバーに関する情報共有ができていく必要がある」ことが示された。「施設職員と支援コーディネーターが定期的に交流できる機会も必要」であり、「リービングケアの段階で、退所後に向けた会議をもち、そこに支援コーディネーターも参加できる仕組みが必要」であることが挙

表3-2 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

▲ 援 助 要 請 行 動 の 最 適 化 ▼	【相談ができる力の醸成】	「事前に伝えておくだけで吸収して、覚えてられる人ばかりではない。困った時に聞けるスキルが大切」(A)
		「頼ることが恥ずかしいことではないことを醸成する必要がある」(B)「困るということがどんなことがイメージできていない」(B)「必要に応じて代弁をするなどの機会をもち、相談できる力を醸成する必要がある」(B)
		「スキルや方法論を磨くよりも、わからないことを教えて欲しいと相談できる力が必要」(D)
		「信頼できる大人に相談できる力を養う」(E)
	【子どもの話を聴く・話し合う機会】	「相談できる力は、措置中にたくさん話を聞いてもらう経験」(D)「暴言暴力の中で育ってきている子どもが、施設の中で大切にされる、話を聴いてもらえる機会を持つことが重要」(D)「子どもの意見を尊重しながら、大人も意見を伝え、一緒に考える機会が必要」(D)
	【自己決定の機会と失敗・リカバリー体験】	「失敗を見込んで経験を措置中に実施」(A)「失敗した後どのように工夫できるかが大切」(A)「その失敗をどのくらい認められるか、本人が考える機会を持つことが必要」(A)
		「人を頼ることが悪いことではないこと、失敗しても良いことを理解できる支援」(A)「失敗しないように、頑張らなきゃいけないではなく、どのように調整してリスタートするのかを伝える支援」(B)
		「自己決定の機会を持つ」(C)
		「安全地帯があるうちに、探索行動ができていることが大切」(F)「ルールがあるからできないではなく、18歳より先を見越して、どうやったらできるのかを本人を主体に一緒に考える取り組みが必要」(F)「失敗をする分成長は遅くなるかもしれないが、自分で選択する機会が大切」(F)

られた。

【措置解除後の支援先の紹介】が必要である。「アフターケアのメニューが増えてきているが、それが子ども本人に伝わっているかについて、施設間格差がある」状況。あらかじめ、「措置解除後に相談できる機関を本人に、措置中に伝えておくことが必要」である。「ケアラーが社会の大人に頼る、繋がるのは難しい。措置中から様々な大人と触れ合う機会が必要」であり、「地域に信頼できる大人がいることを、措置中に伝える、繋げておくこと」で、「外部の相談機関が、知らない人ではなく、知っている人になることで、相談がしやすくなる」と示された。「役所がどのような場所なのか、支援コーディネーターがどのような人なのか何をしてくれる人なのか、警察が何

をしてくれる人なのか、施設生活だけでは知り得ないことを、あらかじめ伝えておくことが必要」で、「今は困っていないかもしれないが、困った時に誰を頼ればいいのかということ伝えておく必要がある。本人が選択できる情報を提供する」必要性が挙げられた。

IV. 考察

本研究は、アフターケア事業所の相談員にインタビューを実施し、ケアラーの支援ニーズを踏まえた、施設等で必要なリービングケアについて示唆を得ることを目的とした。

本研究の結果ケアラーは、＜社会生活の不安

表3-3 施設等が実施するリービングケアにおいて必要な支援

多 職 種 連 携	【外部機関との連携】	「それぞれの役割を理解して、課題解決に向けた対応が必要」 (A) 「法律がかかわることは、措置解除前から司法とも連携をしていく」 (A)
		「具体的にどのような対応が適切なのかの情報を他の機関に繋 「施設として、地域との繋がりを作っていく」 (F)
	【措置解除後の支援先の紹介】	「今は困っていないかもしれないが、困った時に誰を頼ればい いのかということ伝えておく必要がある、本人が選択できる 情報を提供する」 (B)
		「役所がどのような場所なのか、支援コーディネーターがどの ような人なのか何をしてくれるのか、警察が何をしてく れる人なのか、施設生活だけでは知り得ないことを、あらかじ め伝えておくことが必要」 (B)
		「ケアリーバーが社会の大人に頼る繋がるのは難しい、措置中 から様々な大人と触れ合う機会が必要」 (C) 「地域に信頼がで きる大人がいることを、措置中に伝える、つなげておくこと」 (C) 「外部の相談機関が、知らない人ではなく、知っている人 になることで、相談がしやすくなる」 (C)
		「アフターケアのメニューが増えてきているが、それが子ども 本人に伝わっているかについて、施設間格差がある」 (F) 「措 置解除後に相談できる機関を本人に、措置中に伝えておくこと が必要」 (F)

定さ>、<生育歴に関する苦勞>、<援助要請行動の低さ>について支援ニーズを抱えていることが示唆された。

<社会生活の不安定さ>では、【金銭・契約トラブル】、【契約に関わる保証人】、【不安定な就労】、【生活保護受給】、【住居確保の困難さ】について苦勞があり、支援を必要としていることが示唆された。<生育歴に関する苦勞>では、【生い立ちの整理不足】、【家族との向き合い方】について苦勞があり、支援を必要としていることが示唆された。

<援助要請行動の低さ>では、【漠然とした不安とプレッシャー】、【変化する多様なニーズ】、【相談をする力の弱さ】、【相談できる存在の不在】について苦勞があり、支援を必要としていることが示唆された。これらは先行研究において、「生活費や学費のこと」、「家族・親戚のこと」、「孤独感のこと」、「生い立ちがわからず、不安だった、周囲の人にも聞きづらかった」、「一般家庭がどのような生活をしているのか知らない」のでその不安や心配もわからなかった…普通

にいきていくのさえ難しかった」 「…全体的に未来のことが想像できなかつた」 など (三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2021) 同様の観点が示されている。

また、援助要請行動に関することは、ケアリーバーへの調査において、施設職員の離職率の高さや、職員の多忙さ、ケアリーバー自身の心情など様々な要因から、施設への相談のしづらさがあることが示唆されている (片山 2018)。

これらの支援ニーズに対し、リービングケアにおいて子ども一人ひとりのアセスメントを行い、生い立ちの整理や家庭環境調整、生活スキル向上に関わる支援、措置解除後の就職先や進学先などとの連携、受援力の強化などニーズに応じた自立支援計画の作成を行うこと、その計画に基づいた積み上げの支援が必要となることが考えられる。

今回のインタビューで得られた、施設入所中に必要なリービングケアのカテゴリーに沿って考察を行う。

1. <社会生活に必要なスキル>

<社会生活に必要なスキル>では、【生活スキル】、【行政制度・契約に関する知識】、【金銭管理】が必要であることが示唆された。

施設入所中の支援は、安心安全な日常生活を提供するインケアを実施しながら、子どもの年齢や発達段階、個別ケースの課題など様々な観点を踏まえたリービングケアが並行しながら実施される必要がある。社会的養護は、里親やファミリーホームといった家庭と同様の養育環境を優先し、施設を活用する場合においても、地域小規模児童養護施設などの良好な家庭的環境を優先することとなっている。家庭と同様の養育環境や良好な家庭的環境（以下、小規模地域分散化）の環境におけるケアワークを充実させることで、職員と一緒に食事の準備やおやつ作りができるといった、調理や食を通じた関わりが豊かに持てること、節電、節水の大切さが身近なこととして理解できること、近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学ぶことなど、一般家庭に近い生活体験を持ちやすく、社会生活に必要なスキルを身につけやすいと、先行研究で明らかにされている（みずほ情報総研株式会社 2017；こども家庭庁 2023；川上 2020a；川上 2020b；吉村 2019）。このように家庭に近い養育環境を提供していくことで、社会生活に必要なスキルの1つである、食事作りやゴミ出しなどの日常生活スキルは、インケアの中に溶け込んで実践的に取り組むことが可能になると考えられる。また、家庭に近い養育環境では、生活費の使い方などの金銭管理や行政制度の手続き、契約などを近くで見る、聞く、さらに意図的に一緒に行うことも可能となると考えられる。

これらのことから、リービングケアにおける<社会生活に必要なスキル>習得には、小規模地域分散化が一定の効果があるのではないかと考えられる。ただしハード面のみを変更するだけで、必要な支援が実施できるわけではないことに留意する必要がある。子どものケースに応じた生活スキル習得に向けた機会の提供や、金銭管理の機会、行政制度・契約に関する知識をアセスメントに基づいた自立支援計画に沿って提供する必要があると考える。

2. <援助要請行動の最適化>

<援助要請行動の最適化>では、【相談ができる力の醸成】、【子どもの話を聴く・話し合う機会】、【自己決定の機会と失敗・リカバリー体験】が必要であることが示唆された。

援助要請に関する研究では、「援助要請が受け入れられれば、その後に悩みを抱えた際にも援助要請をしようと思う」（後藤 2017：32）こと、「援助要請意図や態度を高めるために、援助要請が受け入れられる雰囲気や関係性を高める介入を行うことも有効」（後藤 2017：33）であるとされている。このような雰囲気や関係性を高めるためには、子どもと支援者との対話の時間や対話のしやすさも求められる。子どもの話を聴く機会を多く持つこと、子どもの希望やチャレンジしたいことに取り組む機会を持つこと、失敗をしてもリカバリーする体験を持つことなどを意図的かつ継続的に展開していく必要があると考える。

児童養護施設を利用している子どもを対象とした調査において、地域小規模児童養護施設で生活することにより、85.5%が「職員と話がしやすくなった」と回答している（吉村 2019）。このように小規模地域分散化の環境は、<援助要請行動の最適化>における工夫の1つであると考えられる。しかし、小規模地域分散化された環境があるだけで、援助要請行動が最適化されるわけではない。子どもが援助要請を受け入れられる経験を重ねるためには、子どもとの対話にかんするスキルの向上や、時間の確保が重要となると考える。一方で、小規模地域分散化の支援環境は支援者も孤立しやすい環境である。児童養護施設における小規模化や地域分散化は、子どもの養育やケアの困難さ、職員に対する支援の難しさ、地域社会との連携の難しさなどが挙げられており（みずほ情報総研株式会社 2020）、各施設において工夫を重ねていることが指摘されている（堀場 2022）。良好な家庭的環境であれば本体施設との連携を、家庭と同様の養育環境では、フォスタリング機関や児童相談所などとの連携を行うなど、支援者側の援助要請行動の最適化も重要であると考えられる。

3. <多職種連携>

<多職種連携>では、【外部機関との連携】、【措置解除後の支援先の紹介】が必要であることが示唆された。

リービングケアについて先行研究では、「社会的養護の単立った後の『関係性』『つながり』を継続させていくことの重要性と難しさが示唆された」とし、「スコットランドを含むイギリスでは、『relationship based approach』が、特に子ども家庭福祉分野では重要視」されていることを指摘している（伊藤 2021）。これにより、「準備性に欠けたまま大人になるのではなく、ゆっくりと穏やかに社会的養護から単立つことができるよう、ケアを離れる前の準備段階から継続的に行われていることを目指し…就学や就労といったライフチャンスを保障するための『移行期支援』を目的としている点が意義深い」（上村 2020）といった視点が重要になってくるのではないかと考えられる。

「全ての支援を社会的養護のもとで完結するのではなく、徐々に地域や社会との接点を増やし、本人が安心できる場を社会的養護の外に一つでも増やしていく視点が重要」（井出、佐藤 2023）とされるように、リービングケアは、離れる支援という概念ではなく、社会的養護以外の人や機関とも繋がりを形成する支援が重要であると考えられる。

4. <アセスメントに基づいた自立支援>

<アセスメントに基づいた自立支援>では、【生い立ちの整理・本人特性の理解】、【広義の家族再統合支援】、【退所後を見越した計画的な支援】、【リービングケアの一定の標準化】が必要であることが示唆された。

社会的養護における支援は実質的に有期限であり、その期限の間に社会生活等に必要なスキルを身につけるための支援や、就職等に向けた支援が求められる。先行研究においても、「年齢などの諸条件によって、当事者の意思やケアの必要性など総合的に捉えられないままに支援が終結してしまっている現実」（伊部 2022）が指摘されている。

しかし社会的養護を必要とする子どもは、生育歴の影響を受け多様な生きづらさを抱えていることが

多い。インケアと並行して実施するリービングケアでは、「単にキャリア教育を行うインプット型ではなく、やり取りを通じて彼らが青写真を主体的に描け、心理的自立を平行させられるような支援が望ましい」（樋口 2020）とされている。つまり、生い立ちやストレングスを踏まえた本人特性、家族が抱える苦労などについて包括的にアセスメントを行い、退所後を見越した支援を子ども本人と一緒に計画立てていくことが必要であると考えられる。

本研究において示唆された、<社会生活に必要なスキル>や<援助要請行動の最適化>の適切な支援の実施には<多職種連携>が不可欠である。多職種連携の視点も踏まえた支援を円滑に進めるには、ソーシャルワークの、アセスメントのあり方についての検討が必要（伊部 2022）であると示されている通り、この<アセスメントに基づいた自立支援>を計画的に実施していくことが基本となるのではないかと考える。

V. 本研究の限界と今後の課題

本研究は、研究対象者の語りを基に分析を行ったものである。研究対象者も6名と少人数である。そのため本研究の結果がすべてのケースに汎化できるものではない。また、自治体の面積や人口などの都鄙差、社会資源の量や質の差、自治体として提供している事業の差などを加味した分析ができていないことも課題である。

社会的養護は変革期であり、小規模地域分散化が進められているだけでなく、アフターケアに関する制度も社会的養護自立支援事業から、社会的養護自立支援拠点事業へと制度が変化している。このことにより、施設等とアフターケア事業所などとの連携にも変化がある可能性が考えられる。しかし、多様な生きづらさを抱えている当事者に対し、制度の変化による不利益があってはならない。このため、全国の児童養護施設やアフターケア事業所などに対するアンケート調査などによる量的な調査を通し、実践の状況や抱える課題について分析を必要がある。それにより、地域差や制度の影響を含む広範な実践状

況や課題を把握し、より汎用性の高い知見を得ることができ、インタビュー調査で得られた知見を補完し、支援の改善に向けたエビデンスの基盤を強化する基礎研究として重要であると考え.

謝辞

本研究は、日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究 (C) 21K01995 (「地域分散化時代を見据えた社会的養育のリービングケアとアフターケアのモデル開発」) の助成を受け実施しました。調査にご協力いただきました関係諸氏に深く感謝し御礼申し上げます。

文献

後藤綾文 (2017) 「第3章 子どもの援助要請」永井智・本田真大・飯田敏晴・ほか編『援助要請と被援助志向性生の心理学：困っていても助けを求められない人の理解と援助』金子書房, 24-36.

樋口亜瑞佐 (2020) 「社会的養護における進学支援」『愛知教育大学教育臨床総合センター紀要』10, 27-36.

堀場純矢 (2022) 「児童養護施設の小規模化による子ども・職員の変化と課題：労働組合の有無別・職階別のインタビュー調査から」『いのちとくらし研究所報』第77号, 51-61.

伊部恭子 (2022) 「社会的養護経験者の現在の暮らしにおける困難と支援課題：全国調査の自由記述回答からみえてきたこと」『社会福祉学部論集』18, 107-128.

井出智博・佐藤葵 (2023) 「社会的養護経験者が必要だと考える自立支援の内容一質的研究による探求」『子ども家庭福祉学』第23号, 1-13.

伊藤嘉余子 (2011) 「児童養護施設退所児童のアフターケアに関する研究—アンケート調査からの分析」『子ども家庭福祉学』(10), 35-45.

伊藤嘉余子 (2021) 「スコットランドにおける社会的養護経験者への自立支援」『社会問題研究』第70巻, 1-12.

上村千尋 (2020) 「英国のリービングケアにおける支援の継続性—社会的養護を離れる若者の選択の

権利と「つながり」の保障」『立命館産業社会学論集』第56巻第1号, 49-61.

片山寛信 (2018) 「児童養護施設のアフターケアのあり方：当事者の語りからの一考察」『札幌大学女子短期大学部紀要』No. 66, 7-30.

川上知幸 (2020a) 「児童養護施設職員が抱える困難度小規模化の課題に関する一考察」『名古屋短期大学研究紀要』第58号, 121-132.

川上知幸 (2020b) 「児童養護施設の小規模化が職員の間関係に与える影響」『保健の科学』第62巻, 第10号, 713-718.

こども家庭庁 (2023) 「社会的養護自立支援事業等」『社会的養育の推進に向けて』150.

こども家庭庁 (2024) 『児童養護施設入所児童等調査の概要 (令和5年2月1日現在)』

三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021) 『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査』

宮田暢子, 田中弘美 (2013) 「児童養護施設における児童の退所に関する取り組みの報告：全国調査の結果概要と自由記述回答の分析から」『国際経済労働研究』68 (11), 20-27.

みずほ情報総研株式会社 (2017) 『児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書』

みずほ情報総研株式会社 (2020) 『児童養護施設の小規模かつ地域分散化に関する調査研究報告書』

内閣官房孤独・孤立対策担当室 (2024) 『人々のつながりに関する基礎調査 (令和5年) 調査結果の概要』

櫻谷真理子 (2014) 「児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究—社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に—」『立命館産業社会学論集』第49巻第4号, 139-149.

佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社.

吉村美幸 (2019) 「児童養護施設の小規模化への意向と課題：子どもの視点から」『日本の科学者』Vol. 8, 44-49.

機関誌「北海道社会福祉研究」編集規程

1. (名称) 本誌は、北海道社会福祉学会の機関誌『北海道社会福祉研究』と称する。
2. (目的) 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。
3. (発行) 本誌は、原則として1年に1号を発行するものとする。
4. (投稿規程) 原稿の投稿は、所定の規程に従う。
5. (編集) 本誌の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、理事会において選出する。
6. (掲載) 原稿の掲載は、審査結果に基づき編集委員会が決定する。
7. (事務局) 編集委員会事務局は編集委員会委員長の所属機関におく。
8. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。

機関誌「北海道社会福祉研究」投稿規程

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 論文、調査報告、実践報告、資料解題は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F二重投稿・多重投稿」を参照し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、3月、7月、11月末日の年3回とする。
6. 原稿はPDFファイルの形式で作成し、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てにエントリーフォームで提出する。
7. 投稿論文掲載の可否は、一般社団法人日本社会福祉学会「社会福祉学」における「投稿受領から掲載までのフローチャート」に準じる審査の上、編集委員会が決定する。
8. 投稿された原稿は2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不満がある場合には、文書にて編集委員会に申し立てることができる。また、編集委員会の対応に不服がある場合には、北海道社会福祉学会理事会に不服を申し立てることができる。
10. 研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
11. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
12. なお採用された投稿論文は電子化のうえ北海道社会福祉学会HPへWEB登録される。また、J-STAGEでの閲覧が可能となる。その著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属

する。

13. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し、理事会の承認を経て行う。

(附則)

1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。
3. 本規程は、2017年4月1日より施行する。
4. 本規程は、2020年12月10日より施行する。
5. 本規程は、2024年4月1日より施行する。
6. 本規程は、2024年10月1日より施行する。

機関誌「北海道社会福祉研究」執筆要領

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 本誌には、論文、調査報告、実践報告、資料解題、研究動向、書評などの欄を設けるが、原則として研究動向及び書評以外は本会会員による自由投稿とする
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ、事例、資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文、報告書等（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1回ごとに独立・完結したものとして扱い査読を行うので、表題に「上、下」「1報、2報」「Ⅰ、Ⅱ」等をつけない。
4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて2万字（400字詰原稿用紙換算で50枚）以内とし、図表は1点につき600字換算とし、図表込みで2万字以内を厳守すること。ただし1頁全体を使用する図表については1600字換算とする。
5. 投稿の締切りは、3月、7月、11月末とし、末日消印有効とする。
6. 投稿論文掲載の可否は、編集委員会による審査の上、投稿者に結果が通知される。
7. 投稿する原稿の執筆にあたって
 - ・原則としてパソコンで作成し、縦置A4横書きで、1600字（40字×40行）とする。
 - ・投稿に際しては、原稿に2枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
 - ・表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。また、原稿の種類は①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題から選択する。
 - ・表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する（無記名）
 - ・図表は順に番号をうち、仕上がり寸法で「本文」ファイル末尾に記載する。本文中には挿入箇所を指示すること。
8. 原稿はPDFファイルの形式で作成し、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てにエントリーフォームで提出する。エントリーフォーム送信後、1週間を経過しても受領通知が届かない場合には、事務局に連絡すること。

9. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定〔引用法〕」によるものとする。
10. 投稿原稿に利用したデータや事例について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。
11. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の標記の際には、本人の著であっても「著者」「拙稿」とはせず、筆名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛てにこれを行う。
12. 国内外の研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
(附則)
 1. 本要領は、2017年4月1日より施行する。
 2. 本要領は、2024年4月1日より施行する。
 3. 本要領は、2024年10月1日より施行する。

北海道社会福祉研究 第45号

発行日 2025年3月31日

編集 日本社会福祉学会北海道地域ブロック／北海道社会福祉学会機関紙編集委員会

発行者 岡田 直人（会長）

発行所 日本社会福祉学会北海道地域ブロック／北海道社会福祉学会

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757

北海道医療大学看護福祉学部 近藤 尚也 研究室

TEL 0133-23-1211（代表）